

泉
屋
叢
考

第
壹
輯

泉屋叢考

第一輯

一文殊院小傳

二蘇我壽濟翁小傳

三住友氏と蘇我氏

序

今茲昭和二十六年は近世の商家住友氏の祖文殊院の歸寂より三百年に當つてゐる。文殊院は夙に佛門に入つて涅槃宗を學び、宗祖空源會下隨一の高足となつて、清純敦穆、道を行じ、衆を化し、ひたすら師傳の正法を奉持しつゝ、慶安五年八月十五日大往生を遂げ、その意義深き六十又八年の生涯を終へた。

然るに、それより七日を経た同月二十二日には、豫てより文殊院の引導を望んでゐた姉の周榮尼も續いて世を去つた。従つて是れ亦三百回忌の年に當つてゐる。周榮尼は本邦南蠻吹の鼻祖として鑛工業界に偉大な功績を遺した蘇我理右衛門壽濟翁の妻室で、その長子理兵衛良入翁が住友家に入り、文殊院の懇篤な薰陶を受けつゝ、實家の事業と鋪號とを以て住友の銅商泉屋を創め、後の住友繁榮の基礎を築いたのである。

このやうな關係より、住友家並にその緣故者にとつて、今年は一つの回想の年

と言へるであらう。仍てこゝに從來の研究を整理して、叢書「泉屋叢考」の上梓を企て、諸方面の豊富な資料に基いて、先づ新たに文殊院並に壽濟翁の略傳を綴り、これに住友蘇我兩氏の不二一體の關係を附説して、その第壹輯を編み、續輯諸篇の序説たらしめることゝした。

泉屋は、その創業以來近世期を通じ、本邦隨一の銅鑛業、銅精鍊及び銅貿易家として、終始銅業界に主導的地位を占めつゝ活躍し、近代に入つて、その独自の自然發展の赴くところ、遂に各種事業の巨大な複合體を形成するに至つたもので、我が國經濟史上特異な地位を占めてゐる。しかも幸ひなことには、前後三百有餘年に亙るその間の一貫した關係資料が、屢次の災厄を免れ、極めて豊富に遺存してゐるのであつて、これは特筆すべき事實である。世に舊家名家と言はれるものは必ずしも尠少ではない。しかし民間に於て、國民生活に直接關係深い貴重な資料を、かくも豊富に傳藏してゐるものは、多くその例を見ないであらう。就中古來の銅業家としては、鑛山精鍊貿易の各界を通じ、他家が悉く斷絶し去つた

今日、その一貫した豊富な關係資料は、この方面に於ける最も貴重なもので、之なくしては近世史の或る部面は明らめ難いとも言ひ得られるのであり、又廣く世界的にも注目さるべきものである。

由來我が國は世界屈指の産銅國として知られ、鎖國時代唯一の國際關係部門であつた長崎貿易に於ても、その輸出物資は銅を主體とし、或る時期にはこれのみによつて貿易が維持され得た程であつた。然るに、その銅を中心とした國民生活の諸相は、今日なほ充分明らかにされてゐない。實に一闕典と言ふべきであらう。而して住友の資料はこの缺を補ふに與つて力あるものである。

このやうな特殊の方面を外にしても、尙諸種の經濟面に於て、或は宗教文藝其他一般市民生活の面に於て、其等資料の物語るところは多種多様であり、其の間意想外の事實も少くない。本叢考は今後輯を重ねるに伴ひ、其等の資料の嚴密慎重な考察に基き、住友に關する諸種の新らしい又一層正しい知見をゆたかに提供し、近世史の解明に資するところがあるであらう。

「泉屋叢考」は近世史潮に於ける一筋の注目すべき流れに對する眞摯な探究の勞作である。それはさゝやかないとなみではあるが、幸ひこれによつて、國民史上の異色ある存在「住友」なるものを、あらためて全體的に根柢より正しく理解する道を開くと共に、又單にそれのみに止まらず、併せて大きく近世的世界の一層よき理解に寄與せんことを念願する。

昭和二十六年孟夏

向 井 芳 彦

凡 例

一、「泉屋叢考」は住友三百年の歴史に關する諸論考を收輯したもので、内容・長短・年代等を勘案して適宜に編輯し、輯を逐うて住友發展の大勢を展望し得るやうに意を用ひた。

一、住友に關する史書としては、曾て明治年間に垂裕明鑑が編纂され、爾來住友を語る者悉く之に據り、又諸種の學術書も之を重要資料として取扱つてゐるが、本書は史料の採擇並に考察になほ適正慎重を缺いて、大小の誤謬意想外に多く、又小史料集的編年史たる性質上、歴史推移の統一ある具體的説明に缺け、爲に住友の歴史の真相とその重要性とを充分示すに至らず、後人を誤らしめてゐるところが少くない。仍てあらためて原史料に根本的徹底的な考察を加へ、その誤れるを正し、足らざるを補ひ、歴史を正しく又深く理解せんとするのが本叢考の意圖である。

一、このやうな意圖に副ふところ、その敘述は勢ひ多少論議めくことを免れないが、これを勉めて平明ならしめるやう意を用ひ、従つて引用文なども必ずしも原文を採らず、適宜漢文を和

文に直し、候文も読み易く書改めることとした。

一、敬稱と敬語は、一般史書の例に倣ひ、特別の場合を除いて省略に従ふ。これは煩を避けると共に、また考察並に敘述に公正を期する爲である。

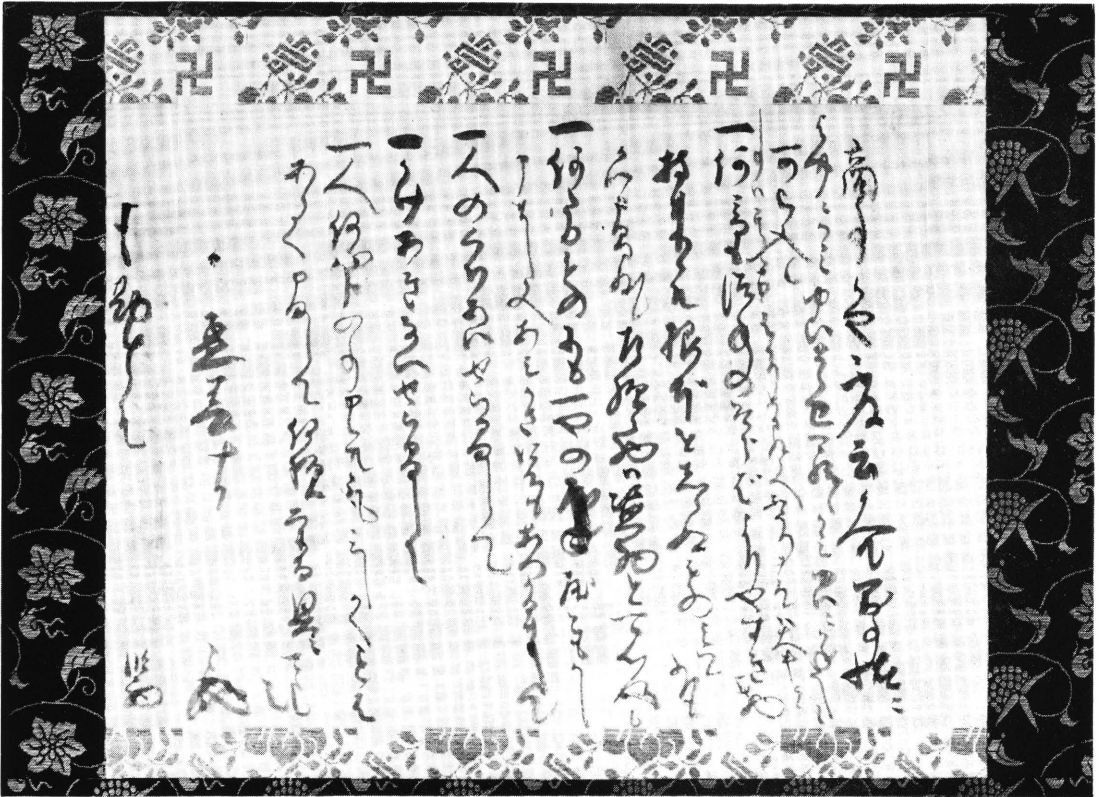
一、史料の中特に重要で興味あり、本文讀解上參考となるものは、適宜附録として末尾に掲載する。これは史料の一斑を窺ふよすがとなすと共に、併せて不慮の湮滅に備へる爲である。

一、住友所藏の諸般の資料は所謂汗牛充棟もたゞならず、實に厯大の量に及ぶが、もとよりそれ自體で完備したものではなく、従つて本叢考の編輯も、それのみによつて達成は望まれない。廣く各種方面に互り、外部の關係資料を探索蒐集し、彼此對照内外綜合して、公正豊美の成果を收めんとするものである。

文
殊
院
小
傳

文殊院像





南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

文殊院小傳 目次

一	生	誕	一
二	出	家	三
三	教	化	六
四	法	難	一〇
五	員外沙彌		一五
六	歸	商	二
七	隱	棲	三
八	遺	誠	六
九	圓	寂	三
十	流	芳	四

一 生 誕

文殊院といふのは近世の商家住友氏の祖政友の法號である。詳しくは文殊院員外嘉休といふ。このほか生前の稱號としては、別に早く空禪があり、後にはまた臨西がある。

政友は正親町天皇の天正十三年越前の丸岡に生れた。父は住友權左衛門政行、母は小仙、二男であつたから小次郎と命名された。兄を與兵衛政明といひ、他に一人の姉もあつたが、名は明らかでない。

住友氏はその家傳によると桓武平氏の流れを汲み、葛原親王二十四世の孫備中守忠重に至つて始めて住友氏を稱した。その子頼定は足利十二代將軍義晴の近習となり、備前守に任じ、從五位下に敍せられたといふ。頼定の孫に信定があり、祖母の姓を冒して入江土佐守と稱し、天正十一年四月賤ヶ嶽の役に攝津茨木の城主中川清秀に従ひ、奮戦の後陣歿したと傳へられるが、天和二年清秀の一百年遠忌に際し、その戦跡大岩山に建てられた從軍戦死者の墓碑銘に、入江土佐の名が見えることは注目される。この役は羽柴秀吉と柴田勝家との抗爭で、清秀は羽柴方に屬して大岩山の保壘を守り、佐久間盛政の奇襲に潰えたのであつた。しかし程なく秀吉の手勢が到着して

柴田勢を撃破し、北ぐるを追うて勝家の居城越前北之庄（福井市）に迫り、柴田氏こゝに滅んだ。然るに之より先、信定の子政俊は幼少より住友の姓に復して勝家に仕へ、數度の戦功に丸岡に於て八千貫の地を領し、若狹守と稱したが、柴田氏の滅亡に際し、之に殉じて自盡したとも傳へられる。若し果してさうならば、不運にも父子互に敵對の關係に立ち、しかも相次いで斃れたこととなり、戰國の世の習ひとは言ひながら、悲惨極まりない。

政友の父權左衛門政行は即ちこの政俊の子とも或は甥とも傳へられ、一説に丸岡に於て五千石を領し、柴田氏滅亡の後大谷吉隆に仕へて關ヶ原の役に軍功あり、又青山忠元に屬し、後更に結城秀康に仕へたなども言はれるが、異説もあつて審らかでない。ともあれ初め柴田氏に仕へたとすれば、その滅亡によつて苦境に陥つたことだけは想像される。

柴田氏は滅んだが、これに接して尙も佐々・瀧川・徳川等の諸氏と羽柴氏との間に相次いで抗争が起り、天下の騷擾は何時靜まるとも見えない。混沌として世は擧げて不安の氣に包まれてゐた。政友がこの世に命を宿したのは正にこのやうな時に於てであつた。

政友の生誕については一つの奇瑞譚が傳へられてゐる。母小仙は一夜不思議な夢を見た。その夢の中で 彼女は天竺の祇園精舎の鐘を明らかに見、それより王舎城の釋迦如來の坐禪石を伏し

拜むと、靈鷲山の方より光明射し來つて頭の頂を照した。こゝで夢が覺めて、それから懷妊したといふのである。そこで母はこれは只者ではあるまいから出家にしたいとの願望を懷いたが、夫の政行も日頃菩提心が深く法華經を信仰し、小庵を構へて出家を招請してゐた程で、豫てより我が子を出家にしようとの意があつた。戰亂に明け暮れて人の命の果敢なく浮沈常ならぬ當時の世の様を眺めては、さうした思ひに誘はれるのも無理からぬことであつたらう。かくて一日意中を妻に語つたところ、妻より懷妊の奇瑞を聞かされ、それではこの子を出家にしようかと、夫妻の間に了解が出來たといふ。かうして政友は未來を約束されつゝ天正十三年(西曆一五八五年)十一月十一日の朝寅の刻(四時)安らかに生れたのであつた。

二 出 家

政友の幼い頃のことにはよくわからない。そのうち十二歳にもなつた頃、果してどういふ事情があつたのか、恐らく豫ての父母の宿願を遂げるためでもあつたらう、母は政友と弟の友定の二人をつれて都へ上り、下京の高辻通り新町を西へ入つたところに住むやうになつた。

その頃都では長い間の亂世の後をうけて、色々の宗教運動が盛んに行はれてゐた。世人の仰望

に應へて、各宗各派の勸化僧が諸方に法を説き、新らしい寺院が相次いで建てられて行つた。かうした中で、或日母は上京の清明町に有難い法談があるとのことを聞き、二人の子供をつれて聽聞に出掛けたのである。時は文祿五年(慶長元年、西曆一五九六年)五月七日のことであつた。

それは涅槃宗といふ新らしい宗門の法談で、説法者は空源といふ三十四五歳の偉容の僧であつた。この涅槃宗のことは從來の歴史には全く見落されてゐるやうであるが、當時の新佛教として注目すべきものである。中國では早く六朝時代に涅槃宗があり、日本へは飛鳥奈良時代に傳へられたとも言はれてゐるが、機が熟さなかつたのか弘まらず、何時しか絶えてしまつた。空源の説く涅槃宗は、彼が新たに獨自の發明に基き、法華・涅槃の二經を所依として、釋尊の正法を宣布すべく開立したものである。

空源は正親町天皇の永祿六年大和の郡山に生れ、七歳より筆書に親しみ學道に勉めたといふことで、詳しくはわからないが、曾て俗習に染まず、諸寺を遊歴し、僧衆を友とし、ひたすら佛道研鑽に精進したやうである。然るに、たまたま十九歳の元旦に奇瑞の靈夢を得て、釋尊出家の佳例を思ひ、衆生濟度の志いよいよ深く、益々修道に勵み、自ら剃髮して空源と號した。それより聚樂清明町に草堂を結んで法を説き、三十歳の時大悟徹底して、教化いよいよ昌んとなつたので

ある。

空源は「天真獨朗、自解佛乘」とて、特に非凡な天稟を有つてゐたらしく、格別の師無くして一代藏經の文々句々の理を明らめ、諸宗の本旨に通じ、又六神通を備へ、居ながらにして唐土天竺の佛閣靈地の有様を語り、或は法談聽聞衆の見聞覺知の程を知り分けるなどの奇蹟的なこともあり、他宗の僧徒も席に臨んでその教を受けるありさまであつたといふ。

ところで、その教法といふのは、釋尊一代の教説のうち、「唯一乗、佛壽無量」を説く法華經と「悉有佛性、如來常住」を説く涅槃經の二經こそは、甚深微妙極終無上の法を説いた同趣一の醍醐味のもので、末法の當世に於て衆生濟度の依經たるべきものであるとし、天台宗や日蓮宗に類似する一面淨土教的色彩も濃く、法華經二十八品のうち壽量品・普門品と共に彌陀淨土の往生を説く藥王品を重んずる點に特色があつた。又自らは法華・涅槃の二經を所依として新らしく涅槃宗を唱道しながらも、餘經他宗を等しく釋迦一佛より出た隨宜の教説教法として、それぞれの立場に於て之を認め、敢て誹謗排斥せず、包容性を有つたところにも、他宗と異なるものがあつたと言へる。

小仙母子が聽聞に出掛けた法談といふのはこのやうなもので、當時は既に相當の歸依者を集め

て居り、新宗開立の熱意に燃えてゐた時とて、空源の説法は聽衆の心に強く響くものがあつたらう。殊に小仙にして見れば、夫の政行が熱心な法華經信者であつたといふのであるから、始めて聽く説法ではあつたが、感銘は一入深かつたに相違ない。ところが説法が濟むと、空源は高座からこの初參の母子に聲をかけ、「その二人の子供は過去世より師弟の契約があるから、此の方に貰ひ受けたい。」と申し出た。すると母は願ふところの幸ひと即座に承諾し、方丈へ通されて剃刀を受け、妙慶といふ法號を授けられ、子供二人は改めて十五日に出家し、政友は空禪と命名して血脈を傳授されたのである。弟の友定のこととは明らかでない。

三 教 化

空禪はこれより師の寵愛を得て、側近に常隨給仕しつゝ、日夜その直接の指導を受け、一意専心經論諸釋の勉強にいそしんだ。そして所謂一を聞いて十を知るといふ非常に聰明な資質であつたから、學業の進歩も著しく、遂にその博學大才は並ぶものなく、空源會下隨一の弟子となつたのである。かくて早くより師を輔けて衆生の教化に當ることゝなつた。

ところが、この間に於て注目すべきことは、空源が後陽成天皇の御歸依を蒙るやうになつたこ

とである。空源の教法はその後いよいよ歸依者を加へ、遠近の緇素雲集して世に喧傳し、遂に後陽成天皇の叡聞に達することゝなつた。天皇は和漢の學より佛教其他諸藝能に至るまで御造詣深く、文教方面には特に大御心を注がせ給うた方であるが、涅槃宗の要旨を聞召されていたく叡慮を傾けさせられた。そこで當時の佛教界の長老たる相國寺の承兌をして更に之を吟味せしめられたところ、承兌も佛法の正説であると奉答したので、こゝに佛法を紹隆せしめ國家安全寶祚長久を祈り奉るべき綸旨と、宸筆の涅槃寺の勅額とを下賜され、その綸旨には及意上人と勅許遊された。時に慶長七年(西曆一六〇二年)三月十五日で、空源は四十歳、空禪は十八歳であつた。これより空源は御召により屢々參内して法談を申上げ、葭屋町一條上ル晴明町を拜領して北城金光山涅槃寺と號し、法化いよいよ盛んとなつたのである。次いで慶長十八年正月には、空源の長子空尊も新帝後水尾天皇より同じく勅願の綸旨を賜はつて、是れ亦臺玉上人の號を勅許され、更に宸筆の釋迦の名號をも下賜された。従つて引續き皇室の御歸依を得てゐたわけで、このやうな點から見ても、空源及意上人が尋常の僧侶でなかつたことが知られる。

空禪は恰もこのやうな師法の興隆期に入門して、晝夜に親しく師の偉大な教化を眺め、深奥な垂教を蒙つたことであるから、その信仰の極めて厚く、それだけにまた勉學のたゞならぬものが

あつたことが想像される。かくて長ずるに伴ひ學行共に備はり、師を輔けて有縁の衆庶の化導に當るやうになつた。この間の詳しい消息は明らかでないが、宗内隨一の博學大才を謳はれてゐただけに、その活躍は恐らく目覺ましいものがあつたらう。今日北河内神田の某家に傳はつてゐる慶長十七年七月九日附の竹長右衛門宛の書狀などは、たまたまその一端を示すもので、それには宗教に於ける信の問題が懇切に説かれてゐる。就中大阪に涅槃寺を建立するに當つては特別大功があつたとて、その後身たる六萬體町の天鷲寺では、及意上人の木像の前に安置した寶幢形の位牌に、上人を中央にして、左(向つて右)に文殊院空禪右に臺玉上人と並べ刻し、又同寺の古い過去帳にも特別の取扱でその名を記してゐた。惜しいことに、これらは寺院諸共昭和二十年三月の戦災に焼失したが、これによつてもその活躍の程が偲ばれるのである。及意上人の開創した寺院はこの外にもなほ三四ヶ寺あり、空禪法師は其等にも何程か關係したことゝ推察される。

右の文殊院の院號は空禪法師が早くから稱してゐたもので、慶長二十年(元和元年)正月附の文書にも既にそれが見られるが、法師がこのやうな稱號を許されてゐたことは一考に値しよう。あらためて言ふまでもなく、文殊菩薩は智慧の權化とされてゐるのであつて、理趣經を見ると、法界に證入するには文殊菩薩の勸發と普賢菩薩の行願によるべきことが説かれてゐる。これが釋迦を祀る

に文殊・普賢の二菩薩を脇侍として左右に配する所以で、涅槃宗の寺院では本尊として常にこの三尊配置の形式を採つてゐるのである。更に又具體的な文殊菩薩の姿としては、文殊師利般涅槃經に、文殊は釋迦在世の時舍衛國の梵德婆羅門の家に生れ、釋迦に隨つて出家得道し、その教化を輔けて大乘法門の闡揚に努めたと説かれてゐるが、これらのことを思ひ合すと、宗門内での空禪法師の立場が文殊菩薩に比擬されるものゝあつたことが感じられる。何故なら、涅槃宗では及意上人を釋迦の化身再來と見て居り、これに對する空禪法師の博學宏智と勸發輔佐の功は、右にその一端を窺うた外、遺文遺著などによつて具體的に知られること、後に順次述べる通りだからである。この點より見て、法師が特にこのやうな院號を許されてゐたといふことには、それだけの意味があつたとも解されるであらう。

こゝで一つ附記すべきは空禪法師の結婚である。涅槃宗は淨土眞宗と同じく僧侶の妻帶を認めて居り、宗祖も早く妻帶して二男一女を設けてゐた。空禪法師の結婚の時期は明確でないが、二十歳餘りの時であつたらしい。配偶者は伊丹紹拙齋の息女であつた。紹拙齋は初め刑部少輔と稱し、攝津の伊丹を領した名家の人で、何時の頃かの戰に重傷を負うて歩行の自由を失ひ、大阪の

町屋に引籠つたが、舊縁で諸大名から合力米を贈られ、殊に竹中采女・黒田筑前・有馬玄蕃・稻葉壹岐・片桐市正・伊丹因幡等とは入魂であつたといふ。そして後に生れた男兒は豊臣秀頼の臣森宮内の養子となつた。このやうな家と姻戚關係を生じたことは、住友家が一説に丸岡城主と言はれる程ではなかつたにしても、また相當な士分の家であつたらうことを暗示するやうである。しかも空禪法師が大阪の住人と縁を結んだといふのは、大阪の涅槃寺の建立に關係した事實より見て、伊丹家が涅槃宗に歸依し、その信仰を通じて結ばれたものと思はれる。そしてやがて一男一女が生れた。

四法 難

ところが、新らしい宗門が興隆する場合には、とかく既成の宗門より嫉視迫害を蒙り勝ちなもので、古今東西殆ど例外がないと言つてもよい。涅槃宗の場合も矢張り同様であつた。及意上人の道譽が漸く高く、都鄙の貴賤これに歸嚮するものが益々多くなるに伴ひ、諸宗の我慢偏執の徒はやゝもすれば虎口の讒言を加へんとした。しかし流石に皇室の御歸依を憚つて、後陽成院の御在世中は未だ左程のこともなかつたが、元和三年(西曆一六一七年)八月の末に院が崩御遊ばされ

ると、こゝに諸寺の衆僧は機逸すべからずとなし、武家の力を借りて破却せんものと評定一決して、涅槃宗は魔宗なりと所司代へ嗾訴した。

時恰も徳川幕府の宗教政策の確立期に當つてゐて、天主教の禁壓が強化され、佛教の各宗各派に對しても、法度を制定して監視の目が注がれてゐた際に、及意上人が自解佛乘を標榜し、独自の新法を唱道して、皇室の御歸依を得てゐるといふのであるから、これはたしかに所司代としては問題とすべきものであつたらう。時の所司代板倉伊賀守勝重は、曾て僧侶として三河の一寺を住持したこともあつたから、佛教には一應通じてゐたわけであるが、宗教問題は又格別微妙なもので、かうした場合必ずしも公平な處置が期待出來ない。却つて所屬の一宗を強く支持するため、他宗殊には新宗派に對しては、寧ろ反感を懷き勝ちだとも言へる。又一つには職掌柄都下の治安維持といふ立場もあつたからであらう。遂にこの嗾訴に動かされ、涅槃宗は新儀を立てるものだと理由の下に、堂宇を破壊し僧侶を都外へ追放しようとしてた。

そこで及意上人は誤解を晴らさうと、一日空禪法師を伴うて二條城に赴いた。この時先づ初に空禪法師が所司代に面謁し、「涅槃宗は宗門としては新らしいが、元來釋尊の極終無上の教説を奉ずる正法で、しかも勅許を蒙つて説く宗門であるから、他宗の嗾訴は更に理由のないことであ

る。縱令他宗の僧徒が如何なる難問を設けて對向しようとも、當方は一句を以て萬理を申し明らめ、即座に彼等を開悟せしめよう。」と憚るところなく陳述した。これには流石の伊賀守も、理に屈したのか、兎角の答辯にも及ばず、又師及意上人との對談をも回避し、速に江戸へ下つて將軍家の上聞に達し申開きをせよと言ふだけで、一向に埒があかない。そこで止むなく同年十二月の末京都を發つて江戸へ下ることゝなつた。一行は及意上人の外に空禪法師以下重立つた弟子數人で、警固の武士に守られ遠流の姿である。時に上人は五十五歳、法師は三十三歳であつた。

かくて翌四年正月十六日、及意上人は上意により諸宗の學僧、道春・榮喜・閑濟等の儒者、奉行其他大勢列座の中で自宗の立場を陳述した。「釋尊一代の諸經は七千餘卷、そのうち各々志すところの證文を抜き出して自宗の本懐とし、宗を立てることである。元來釋尊は無師得道で、その教法を何宗と名乗られたわけではない。たゞ末代の學者が衆生の機根に應じ、隨縁の風儀として、宗々の手段をかへて濟度するだけのことである。それ故天竺には千宗唐土には百宗本朝には十宗と分れてゐる。この外に新儀に宗旨を立てることが邪法であるといふ仔細でもあるのであらうか。況や我が宗は釋尊出世の本懷たる法華・涅槃の二經を所依とし、勅許を蒙つて説く法門である。しかも餘經他宗を誹謗することもない。總じて佛法の相承は法理に徹するを本とする。こ

の故に唐土の諸師も經卷相承を以て宗法を開演された。これ依法不依人の弘通である。」これがその要旨で、舌鋒甚だ鋭い。

そこで一座もその説くところに服したが、なほ取調べを要するといふことで、直ちには歸洛を許されず、身柄を酒井雅樂頭に預け、守護の武士を添へて、その下屋敷に留置されることゝなつた。先づ以て配所といふ形である。そして隨伴の弟子達も諸方分れ分れに徙うつされ、空禪法師は土井大炊頭の預りとなつて、これまた配流の形で下總の佐倉へ送られたのである。

しかし、形は配所と言ひながら、内實は必ずしもさうではなかつたらしい。一應の申開きが立つたといふので、守護の武士達も俄に渴仰し、世上の風聞も別條あるまいとのことである。雅樂頭の屋敷でも取扱は鄭重で、やがて内室が歸依するやうになつた。それもその筈、或日雅樂頭が上人に語つたところによると、涅槃宗の正法たることは疑ひないから、本來なれば早速歸洛されてよいのであるが、それでは所司代板倉の立場がなくなり、たゞでは濟まぬから、暫く時節を待つて貰ひたい、といふやうなことであつたらしく、これは如何にもありさうなことである。従つて又佐倉の空禪法師の方もその拘禁はかなりゆるやかで、外部との通信或は面會にも便宜を得て居り、師の上人との連絡も許されてゐたやうである。そこで江戸の門徒はもとより、上方各地の

門徒からは、度々慰問状や慰問品などが届けられ、又上人宛の届物も序に托して來るといふありさまであつた。

ところが、かうして空しく月日を送るうちに、不運にも上人は翌五年の六月下旬より病の床に臥し、遂に八月七日五十七歳を以て歸寂したのである。そして悲報は逸早く空禪法師の許に届けられた。法師の驚愕悲歎が如何ばかりであつたかは言ふもなかなか愚かであらう。「佛法の興廢この時にあり。」これが實にその時の法師の歎聲であつた。かくてこの際宗門の中心人物として直ちに考へねばならぬことは、宗門の將來を如何にすべきかといふことで、法師はこれに心を碎いた。そこで早速筆を執つて、江戸並に京都・大阪・播州・泉州・紀州等の全涅槃宗門徒に對し今後の心構を懇ろに説き、臺玉上人を中心として師法を護持すべきことを教へたのであるが、今に傳はる其の間の書狀によつて、法師の烈々たる宗教的熱意とその宗門内に於ける中心的地位とが遺憾なく窺はれるのである。

このやうにして、及意上人歸寂の後は、江戸の涅槃宗門徒の指導者はおのづから空禪法師となり、門徒は直接配所を訪れ、或は書狀を通じて化導を仰いだが、その有力者の一人に岩井（永田）善右衛門がゐたことは大いに注目される。善右衛門は正次と言ひ、徳川家直參の士で、早くから

涅槃宗に歸依し、法師とも親しく、信心殊に深かつたところから、慶長二十年正月法師秘藏の師上人眞筆の和歌の一軸を譲られたことがある。江戸の住人がどうして涅槃宗に歸依するやうになつたか、その経路は明らかでないが、正次の外にも尙相當數の門徒があつた。其等の門徒の中でも、正次夫妻は特に熱心で、法師の東國配流中何かと交渉があり、かうした親しい關係から、その一女龜女は間もなく十三歳で法師に伴はれて都へ上り、法師の長子政以まさもちに嫁ぐことゝなつたのである。

五 員外沙彌

折角興隆の運にあつた涅槃宗も、最大の外護者後陽成院を失つては忽ち法難に遭ひ、宗祖上人の偉力により、辛くも苦難を克服して、復興の日を迎へようとしたが、圖らずも中心の宗祖自らが歸寂したため、前途は俄に暗雲に蔽はれ、門徒の悲歎譬ふべくもなかつた。ところがこの時に當つて、涅槃の法燈護持のため有力な救援の手が差し延べられて來た。それは當時の佛教界の第一人者として將軍家の歸依殊に篤かつた天台宗山門の執行天海僧正の巨手である。

之より先、天海僧正は後陽成院の御歸依を蒙り、屢々參内して御問法に答へ奉つたが、院は涅

槃宗に對する他宗の壓迫を御軫念遊ばされ、曾て僧正に對しその庇護について特別の御内旨を傳へられたといふ。そのやうな關係があつたからであらう。及意上人の江戸下向の際、弟子空證は師の代僧として一兩日先立つて當時下野の日光山に在つた天海僧正の許に馳向ひ、僧正に面謁して諒解を遂げるところがあつた。そこでこの涅槃宗の悲境に於て僧正が斡旋の手を差し延べ、及意上人の遺教であるとして、涅槃の宗號は天台宗に預け、法味は二世の臺玉上人より末世有縁の衆生へ傳へるといふことになり、新たに天台宗三明院門流と稱することゝなつた。

しかも僧正は寛永三年にはその延曆寺の住院たる坂本の滋賀院の傍らに、三明院門流の本寺として新たに大覺寺を建てさせ、次いで十五六歳であつた臺玉上人の弟を引取つて弟子とし、これを賢海と名づけ、特に彼のために、當時江戸の上野に開創した東叡山寛永寺の一院として、屏風坂に三明院を建てた。のみならず又更には、及意上人が開創した大阪の天鷲寺・堺の光澤寺・攝津荒牧の豊學寺・近江川道の東雲寺等は、皆一時自ら開山といふことになつて、門徒に血脈を授け、後に之を悉く賢海へ譲り與へたのである。此等のことはすべて及意上人の教法に對する外部からの迫害を封ずるためであつたと思はれる。

かくて涅槃宗は外装を新たにして存續することゝなつたが、一代の傑僧天海僧正がかくも涅槃

宗を庇護したといふのは甚だ注目すべきことで、それはもとより後陽成院の御遺託に應へ奉るためであつたとはいへ、又自ら及意上人とその教法に認めるところがなければ、これほどまでのことはなかつたであらう。

このやうな次第であつたから、空禪法師が配流を赦免されたのも比較的早かつた。その時期はなほ的確にはわからないが、元和七年(西曆一六二一年)には既に歸洛して居り、更に推し進めると、元和五年の九月の末から翌六年の二月の中頃迄の間であつたやうにも考へられる。

歸洛してからの法師は宗門の復興に心を砕いたこと、思はれるが、暫くの間その消息は明らかでない。然るに、何時の頃からか、新たに員外沙門或は員外沙彌と稱し、又嘉休といふ別號を用ひ、やがて空禪に代へて之を専らとするやうになつた。現在わかつてゐるのでは、員外の稱は寛永四年八月、嘉休の號は同五年正月が最も早い。

ところで、員外とは言ふ迄もなく定員外或は員數外、即ち數の中に入らないものゝ意であるから、員外沙門或は員外沙彌などいふ稱號は甚だ特異なものとなるわけである。それでは何故また殊更このやうな特異な稱號を用ひるやうになつたのであらうか。これについて色々の方面から考へると、涅槃宗が今迄通りの獨立の一宗として存續せず、天台宗に従屬してその一派となつた

ため、空禪法師はこれに慚あきたらないで離脱し、こゝに表向には無宗派の僧侶といふ立場に立つに至つたことをあらはしたものではないかと解される。何分法師は常々師上人の法門を「小乘大乘を越えた最上乘の法門である」と言つてゐた程で、之を絶對無上のものと觀じてゐた。及意上人歸寂の報に接して、「佛法の興廢この時にあり」と叫んだのもそのためであり、この最上無比の法門が他宗に従屬するといふやうなことをいさぎよしとしなかつた。その當時の心境を詠じた和歌が數首傳はつてゐるが、その中に次のやうなものがある。

金光の山のひかりを消しはてゝ

ひゑの山邊の下くさをかる

きのふまてねはんの水をほとこして

けふはよかはの谷水をくむ

この初の歌の「金光の山」といふのは即ち北城金光山涅槃寺のことで、従つて上の句は涅槃の法燈を消すことを意味し、下の句は比叡の山即ち天台宗に従屬してその下風に立つに至つたことを諷したものの、又後の歌の「よかは」は比叡山三塔の一たる横川よかはで、傳教大師の高足慈覺大師圓仁がこゝに住み、後の延暦寺はその法流であるところから、「よかはの谷水」とは山門の法流を

意味し、従つてこの歌も同じこゝろを表現したものであることが知られる。そして同時に又次のやうな歌もある。

わするなよ我もわすれし法の師の

すくにをしへし後の世の道

この下の句の「後の世」とは佛教でいふ「末法の世」をさしたもので、一首の意は先師上人が正しく教へられた末世救済の大道を互に忘れぬやうにしつかり護つて行かうといふのであり、これは實に先師の法門に對する堅き不動の信念を吐露したものに他ならない。法師は曾て師上人より「我が滅後は汝に譲る」との附託を受けたといふことであるが、それであれば護法の責任は一層重く、この歌の根柢にはさうした立場があることも思はねばならない。かくてこの立場この信念の故に、空禪法師は涅槃宗の天台宗從屬には従ひ得ず、遂にこれより離脱するに至つたものと思はれる。

このやうにして、法師は天台宗の一派となつた涅槃宗から離脱し、自ら絶對無上の法門と信ずる純粹の師法を嗣いで、獨りその正法を護持しようとした。しかし僧侶といふものが公認のいづれかの宗門に屬すべきものとする、法師は最早普通一般の僧侶の列外にある別箇の存在となる

のであつて、これが即ち員外沙門或は員外沙彌と自稱した所以であらう。寛永五年九月に揮毫した涅槃經の賣身供養の偈には、「涅槃法燈弟子員外沙門」といふ署名が見えてゐるが、この十字の中にこそ法師の特異な立場が最も鮮明に表現されてゐるのである。

又嘉休といふ稱號は、そのまゝでは普通の辭書などにも見當らない語句で、これを顛倒した休嘉の意とされる「めでたし」「よろこばし」とも單純に同一視し兼ねるが、それでは果して如何なる意を寓したものとすべきであらうか。私かに思ふに、それは嘉遜かすんと一類の語句と解すべきではあるまいか。嘉遜とは「義を全うし志を正しうする爲に世を遜のがれる」ことを意味し、一度出家した眞實求道の清僧達が、俗化腐敗した教界に慊あきたらず、更にこれより出離する場合などにも用ひられるが、嘉休も實にこのやうな意味に解するのが妥當ではないかと思はれる。事實また文字そのものゝ意は姑く措くとしても、當人の行實は正にこのやうであつたとしてもよいであらう。

この員外沙彌の化導をうけた人々は、從來の關係から遠近各地に亙つて多かつたが、その中に江戸の岩井(永田)家一門の外、本邦南蠻吹(南蠻)絞(絞)の祖泉屋蘇我理右衛門やその兄才兵衛など蘇我家一門が含まれてゐたことはまた大いに注目される。理右衛門は法號を壽濟と言ひ、實に員外沙彌の姉婿で、その長男は沙彌の息女に婿養子として迎へられた理兵衛友(ともち)以である。

六 歸 商

ところが、この員外沙彌は何時の頃からか僧衣を脱ぎ、佛光寺上柳町今の佛光寺烏丸の東邊に反魂丹の看板を掲げ、富士屋嘉休と稱して藥舗を開き、兼て書林に關係することゝなつた。それは寛永七年以後のことであつたらうか。卒然として之を見ると、或は不思議なやうにも感じられるが、實はさうではない。一筋に本來の道を歩みつゞけてゐたとしてよいであらう。それは商家になつたからといつて、信仰を捨てたのではない。師法を信奉することはいよいよ益々熱烈なものがあつた。即ち信仰を失つて歸俗したといふのではなく、自ら所謂非僧非俗の生活に一層徹したもので、出家在家の別を超越してしまつたとも見られるであらう。尤もこれにはなほ外部的事情も考慮する必要があるかも知れない。何故なら、員外沙彌の信奉する教法は天台宗の一派となつた三明院門流とは最早別箇のもので、従つて公認外のものである。然るに天主教の禁絶にとどまひ、國民は悉く佛教のいづれかの宗派に屬さねばならぬことになり、公認の宗派以外の僧侶などいふものは存在が許されなくなつたからで、員外沙彌の歸俗にはかうした方面の理由もあつたのではないかと考へられる。

ともあれ、このやうに歸俗したからには、その後は沙門或は沙彌を稱することはなくなつた。しかし「員外」は依然としてそのまゝで、員外嘉休或は單に員外・員外叟など、號してゐた。これは歸俗して表面的には豫てより關係のあつた淨土宗鎮西派の永養寺の檀徒といふことになつたが、内面的には依然として無宗派の立場で、従つて一般俗人とも異なつてゐたから、終生この號を用ひたのであらうと思はれる。

ところで、この嘉休居士が處世の方便として醫藥と書籍の業にたづさはつたといふことは、衆生濟度を任とした僧侶出身の居士には誠に相應しいことで、この二つは古來僧侶が取扱つて來たものである。また近世では屢々好學の士が醫を以て業としつゝ儒を學んで居り、大阪の郷校として有名な懷徳堂の初代學主三宅石庵も、講學の傍ら反魂丹をひさいだといふが、これなどもこれに思ひ合はされて興味深い。

しかも、嘉休居士の取扱つた反魂丹が「まつら流本方」と肩書されてゐたことは、有名な越中富山の反魂丹とは系統を異にするばかりでなく、年代も約五十年早いから、本邦醫藥史の上に興味ある一資料を提供することになる。この「まつら流本方」の「まつら」とは恐らく肥前の松浦まつらに關係あるもので、泉屋の銅貿易に伴うて傳へられたか、若しくはその方面の門徒の手を経て傳

へられたものではないかと想はれ、今に残る看板の大きく丁寧な造りより見て、相當な店であつたことも考へられる。

又書林の方は慶長年中より京都に榮えるやうになつた書籍の刊行で、住友の名で上梓されたものうち、寛永六年九月上旬開板の騮全書や同十三年九月開板の御成敗式目などが世に傳はつてゐる。尤も、この書林の方は子息の名でなされたやうでもあるが、居士もこれに關係してゐたと思はれる。騮全書は七卷の稀觀本で、馬術と馬病並にその療法などを説いたものである。御成敗式目は又貞永式目とも言ひ、鎌倉幕府の法典で、今更贅言を要しないであらう。

七 隱 棲

とかくするうちに、嘉休居士も漸く老境に入つて、六十歳を過ぎた頃大病を患ひ、次いで六十歳になつた正保四年(西曆一六四七年)の十月の初め、洛西嵯峨なる清涼寺の一院地藏院の地内に草庵を結び、雙軒庵と名づけて、こゝに隱棲することゝなつた。

嵯峨は古來洛西の勝地として聞え、淨行を修するに相應しい清閑寂靜の境である。そして清涼寺は平安朝の昔開祖てうねん齋然が宋國より齋らした所謂「三國傳來梅檀瑞像」の釋迦如來を安置すると

ころとして、夙に世人の渴仰するところであつた。釋迦如來を教主と仰ぐ涅槃宗の信奉者嘉休居士がこの地を選んだのは、さもあるべきことであらう。さう言へば、庵號の雙軒も亦釋尊がその下で入滅したといふ娑羅雙樹或は雙林に因むところがあるやうに見える。況や又清涼寺には早くより淨土教が榮えて居り、地藏院は四百年前洛西の諸寺に融通大念佛會を修し十萬上人の稱を得た修廣圓覺上人開創の子院で、かたがた西方淨土を欣求するに由縁深きところでもあつた。

居士はこの頃から新たに臨西といふ稱號を用ひるやうになつた。この稱號は夕陽になぞらへて老境を意味すると共に、西方淨土を欣求する意をも寓し、又おのづから洛西隱棲の意にも適うたものである。

當時嘉休居士は既に早く二人の實子を失ひ、その點は心淋しかつたと思はれるが、養子として甥の友以が居り、物心兩面に於て有力な後楯となつてゐたのは、甚だ好都合であつた。友以は實父理右衛門の事業と舗號とを以て別に一家を興し、泉屋と號して銅鑛業・銅精鍊及び銅貿易に従ひ、家大いに榮えてゐた。この雙軒庵も恐らく友以によつて營まれたものであらうと思はれる。

さて、雙軒庵の臨西居士の日常はどうかと思はれるに、隱棲翌年の慶安元年深津・落合の二門徒に與へた書狀に次のやうに述べたものがある。

拙老當年六十四歳ニ成申候。漸々少無明之眠覺候カ。無常時々ニ近付事を驚、せめて
毎日佛前にひざまづき、罪障消滅之禮拜を致、此度之一大事を成就仕候様ニと念願之
外無他事候。

まことに敬虔にして清純な信仰生活である。かうしてひたすらに精進をつゞけ行く姿は、涙ぐま
しくも貴いものを感じるが、更にまた次のやうな和歌も詠まれてゐる。

かみほとけあはれとおもふ心そへて

のちのようかむみになしてたへ

ついの道におもむくまてはおこたりの

なきみなれやとねかふあさゆふ

尙これは恐らく短冊式になつてゐたものかと想像されるが、雙軒庵の風鈴には隨求陀羅尼・尊勝
陀羅尼・寶篋印陀羅尼並に法華經の要文など、共に、次の和歌も添へてあつた。

吹風にふるゝ有情も草木も

皆成佛の縁にしあらはや

これらはいづれも信仰に澄み切つた歌で、繰返し口ずさみつゝ心の清まり行くのを覺える。それ

からまた安心決定の法悅境を窺ふべきものも見出される。

過去の宿縁のなせる故に、釋尊一代の眼目法華涅槃之深理出世の直道にあひたてまつり、此度極樂世界寶座之上に至らん事は、歡の中の喜なり。三世十方の諸佛もあはれみをたれ、我等が信心を守給へ。南無三寶く

極樂は日毎にちかくなりけり

あはれうれしき老のくれかな

過去の宿縁に感謝し、正法に値ひ得たるを歡喜し、而して命終日々に近づくことを愉悅する。實にこれは信仰の極致を表現したもので、道心淺き未熟者の及び難い境地である。

このやうにして、臨西居士はひたすら清純な信仰に生き、往生淨土の一大事を成就すべき用意に専念してゐたから、自然外部との交渉も餘り好まなかつたが、舊縁俄に絶ち難くて、門徒の來訪音信はなほ相當に繁く、又新たに入信して、遠境の地から態々嗟峨を訪れ、血脈傳授を受けるものも、少くはなかつたらしい。

世の憂にかへたるさかの菴なれは

とはぬそ人のなさけなりける

夢窓國師に倣ひ、居士は時にかういふ和歌をもつて、僞らぬ述懐をすることもあつた。

かくて居士の化縁に觸れた人々は數百人の多きに及んだとも傳へられるが、それらの門徒の分布が地元の京都の外何處まで及んでゐたか、曾ての江戸・大阪・播州・泉州・紀州などとの關係はどうであつたかなどいふことは、遺憾ながらよくわからない。しかし現在傳へられてゐる遺文集によつて知られることは、意外にも北九州方面に有力な信徒の一團があつたらしく、實はその遺文集の大部分もこの一團に關係したものであることである。そしてこの遺文集や著述を讀んで知ることは、流石にその學問が極めて廣く且つ深いことで、遺文集には各種の經文其他諸宗の先徳の著述が隨所に活用されてゐるばかりでなく、佛典以外の書も色々見えてゐる。殊に「法傳記」上下二卷は極めて簡潔で要を得、且つ一家の見を以て各宗を批判しつゝ、日本佛教史の綱要を説いたもので、諸種の引用書と相俟つて、その宏學達識は敬服すべきものがあり、其等の全體を通じ、非凡な睿智と偉大な教化の程がよく窺はれる。

數百人と言はれる門徒は、或は法難以前からのものをすべて合せた數でもあらうが、それ以後三十年の長い期間に歸依した人々も多かつたであらう。しかも員外沙彌以後の教法は公認外のものであり、後には自らも僧衣を脱いでゐたのであるから、もとよりそこに積極的な布教があつた

わけではない。懇望されて拒み切れぬ特別な有縁の人々にのみ内密で法を傳へた結果がこのやうになつたのであつて、それだけにその徳化の大きかつたことが偲ばれるのである。

尙この徳化といふことについて注目されるのは、その門徒宛の多數の書狀が何時の頃にか五卷の書に集輯され、先師上人の年忌に執筆した諷誦文や「法傳記」など、共に轉寫流傳してゐる事實、或は又播州網干の門徒の末裔が現在も讀誦してゐる逮夜經の末尾に、及意上人以下深厚な法恩を蒙つた知識達の法名を書き連ねた中に居士の法名も見え、及意上人やその一族並みにこれを特別重んじて古來回向を怠らない事實などで、これは居士を偲ぶ料として誠に意味深いものといふべきであらう。

八 遺 誠

さて、隱棲してから四年目、慶安三年の頃になると、臨西居士も最早非常に老衰して、これからは門徒との交渉も勉めて避け、愈々最後の一大事の用意に専念した。そしてこの年八月七日の先師の忌日には、翌年の三十三回忌を繰り上げて懇ろに法要を營んだが、これも明年の命を頼み難いと危ぶんだからで、次いで十一月にはまた遺誠をも認めたのである。

それには先づ第一に釋尊の出世成道の次第を述べ、其の甚深微妙の教法を説いて、信心の必要を力説した後、第二に末法の今の世に於ては法華經によつて如説に修行すべきこと、第三に亡者の爲に善根功德を手向け追善すべきこと、第四に神祇を崇敬し三社の託宣を信奉すべきこと、第五に何宗に限らず其の開山知識の教法に従ひ、惡業をつゝしみ、信心堅固にして、一大事を遂ぐべきこと、第六に現世の不淨苦患無常の相を觀じて後世を求むべきこと、第七に四恩即ち天地の恩父母の恩國王の恩衆生の恩と三寶の恩とを貴むべきことを説き、次の和歌を添へてある。

法のあとをつくとそ思ふ親の身の

かたみのためにかき残すなり

この遺誡は長文の誠に懇篤を極めたもので、いろいろ注目すべきことが見えてゐるが、そのうちにも先づ第一に擧げるべきは、全體を支配してゐる佛教の信仰であらう。これに就いては多くの巧妙適切な譬を引いて詳しく説いてあり、要約するとかういふことになる。「釋尊の教法は甚深微妙なもので、隨力演説と言つて、人々の機根に應じ色々に法を説かれたのである。そして今

の宗旨とは、其後に現はれた善知識がこの釋尊の教に基き其の時代々々の衆生の機根に應じて立てられたものに他ならない。それ故信仰といふものは、銘々自分の機根に應じ、善知識に従つて

如説に行ずればよろしいので、必ずしも何の宗旨と限るべきではない。然るにこの妙なる佛の御慈悲を知らず、或は經文の五卷十卷、一宗の片端を聞いて、我が信ずる法をのみよしとし、餘の經論他の宗旨はひがごとのやうに誹る者があるが、これは實に勿體なき次第で、偏に小智の致すところである。三世の諸佛同一體萬法皆一如である。敢て隔てる心なく、たゞ我が信心のおろかなることを悲しむべきである。」つゞめて見れば甚だ簡單なことのやうであるが、これは深奥濶達なしかも謙虚な境地であつて、宏學達識の人にして始めて言ひ得ることであらう。かくて日本佛敎史の綱要を説いた「法傳記」を見ても、各宗に對する態度が極めて公平なばかりか、淨土宗に對しては「深遠廣學に及ばざる族必ず此の法を修すべし。末代下根の凡夫相應の要法なり。」とこれを勧めてある。遺誠に信心の必要を説きながらも宗旨を限らぬと言ひ、終生自ら員外を以て任じたのはこの故で、しかも今の世に於ては法華經を受持すべきことを説いてあるのは、即ち涅槃宗の立場より來るのである。

次はこの佛敎信仰に基く處世觀で、佛敎の根本思想の一つである因果應報の思想に基き、惡業をつゝし、慈悲善根功德の因を植ゑるべきことを説いてある。これは涅槃宗の根本經典である涅槃經其他に「諸惡莫作諸善奉行」の語があつて、凡そ佛敎の根本的な教誡であり、又實に涅槃

宗の綱領の一つでもあつたから、當然かくあるべきことである。

それから今一つは神祇の崇敬で、神を權社の神と實社の神とに區別して説いた點が先づ注目されるが、その崇敬の内容に就いて特に重要なのは三社託宣の信仰である。三社とは伊勢・八幡・春日の三社で、その託宣とは次のやうなものである。

天照皇太神

謀計は眼前の利潤たりと雖も必ず神明の罰に當る。

正直は一旦の依怙に非ずと雖も終には日月の憐を蒙る。

八幡大菩薩

鐵丸を食すと雖も心穢の人の物を受けず。

銅焰に坐すと雖も心濁の人の處には到らず。

春日大明神

千日の注連を曳くと雖も邪見の家には到らず。

重服深厚たりと雖も慈悲の室には赴くべし。

これは要するに、天照皇太神は正直、八幡大菩薩は清淨心、春日大明神は慈悲を重んぜられる

といふことを示したもので、遺誠にはそのうち正直に就いて、「この心は或は物事實買につきても、たがひの約束より多くあらん時、多き分を正直にかへせば、一旦は依怙はなけれども、天照皇太神の御あはれみをかうむるとなり。」と、商賣の例まで舉げて懇切な説明があり、さて結論として「然れば神も佛も心清淨に正直慈悲あるをよろこばせ給ふなり。」と結んである。この三社託宣の内容は神儒佛三教のいづれの趣旨にもかなふところから、早く室町時代の中頃より江戸時代を通じ、上は皇室より下は一般庶民の間に至るまで廣く信仰せられたものであるが、これまたとりわけ涅槃宗に於て重んぜられたものであつた。

以上のやうに、この遺誠には、涅槃宗の立場より、佛教信仰のあるべき姿と處世の道とが明瞭に説かれてゐるのであつて、處世道では特に慈悲が最も強調されてゐるやうに見受けられる。

九 圓 寂

このやうに遺誠まで認めたのであつたが、その年は平穩に過ぎ、危惧した翌年の先師上人三十三回忌の年も亦事無く送つた。しかしその次の年、即ち慶安五年（承應元年、西曆一六五二年）の八月六日より病の床に臥して、卒に復た起たず、遺言には「於此命終」の文に節をつけて三たび訓へ、同月十五

日の夕暮春秋六十八を以て安然として大往生を遂げたのである。時に西天に五色の雲あり、その中に漣の如き紫雲が見えたと傳へ、又當夜は十五夜といふにたまたま月蝕に當り、空かき曇つて時雨少しく降り、人々は日月も心あるかと悲歎の中にも隨喜し合つた。

右の「於此命終」の文といふのは、法華經七の卷の藥王品に見える文で、法華經受持の絶大の功德、就中阿彌陀佛の安樂世界への往生を説いたものであるが、泉州の堺・播州の網干・河内の神田等の舊涅槃宗門徒の末裔の間には、今日或は近き頃までもなほ脈々としてこの文が受けつがれ、特殊な節づけを以て讀誦し續けられてゐるのであつて、誠に感慨深いものがある。

さて、遺骸は翌十六日西院に於て火葬し、一族遺弟等舍利を拾うて、寺町通り高辻上ル永養寺に塔を築いた。永養寺はもと京都の古名刹で、住友家との關係は元和八年文殊院の岳父をこゝに葬つたことに始まるのもあらうか。ともあれ、其後寛永十五年相次いで先立つた子女二人の墓を營んでより、香華寺となつてゐたものであつた。法號は「文殊院員外嘉休」と生前の稱號そのままである。

まことに、文殊院は天稟の睿智と深奥な學識と熱烈な信仰と將又高潔な人格とを兼ね備へた傑出した道人であつた。そして所謂末法濁亂の世に於て、威武に屈せず、名利に著せず、その全生

涯を通じ、終始一貫自らの信ずる正法を護持しつゝ、清く正しく強く生き抜いたところに、いとも貴い姿を見出すのであつて、日本佛教史上異色ある存在として認識されてよいであらう。

記してこゝに至れば、文殊院の生涯は、この「文殊院員外嘉休」といふ七字の法號そのもの、中に、最もよく表現されてゐると言へよう。實にこの法號は世上一般の形式的な空虚なものとは全く趣を異にし、全體として、その人の本質に最も適合した意味深長な内容を包藏したものである。永養寺の寶塔形の優雅な墓塔の表には、上に「釋迦牟尼佛」の五字を鐫り、下に「文殊院員外嘉休」の七字を刻んである。詣で、これを仰げば、意義深き六十有餘年の行藏、恰も走馬燈の廻るにも似て、髣髴眼前に浮び出づるの思ひがある。

十流 芳

文殊院には男女二人の實子があつたが、寛永十五年相次いで歿した。そこで文殊院のはからひで、それぞれの配偶者であつた友以（良入翁）と龜女（春貞尼）とが再婚した。二人の生家は共に涅槃宗の篤信の門徒で、二人は幼少より文殊院を尊信し、後相次いでその膝下に招かれることゝなり、文字通り師父として奉事してゐたから、これは極めて自然なことである。

このやうな關係であつたから、文殊院の精神がこの二人によく傳はり、遺誠の趣旨が遵奉されたことも容易に推察される。これを事實について見ても、良入翁は文殊院歸寂の二年前、慶安三年に、紺紙に金泥を以て法華經の壽量・藥王・普門の三品を謹寫して、現當二世の祈願をこめたが、次いでその歸寂後二年の承應三年には、及意上人の恩徳報謝並に父母六親眷屬と施主の無上菩提の爲にとて、日頃信仰する清涼寺釋迦如來の堂宇を新たに營み、特に懇望して、永代毎年八月七日の及意上人の忌日にその像を開帳し、この薰力によつて、施主の過現當三世の縁類はもとより、一燈一華一禮の行者に至るまで、臨終正念往生淨土の妙果を得んことを祈り、その趣意書の末尾に、法華經藥王品の「於此命終」の文と、涅槃經の賣身供養の偈とを書き入れた。住友家が後代永くこの釋迦佛を信仰し、その開帳に關係して來たのは、即ちこゝに由來するもので、これらによつても、文殊院の教法遺誠がよく遵奉されたことが知られるのである。

何人によつてか稍々後に書かれた文殊院嘉休公由來書といふ記録には、良入翁を目して「天竺純陀ガ再誕也。法燈ヲ爲^{タメカキアゲン}挑出生ス。」と言つてゐる。これは見逃せない文字で、天竺の純陀とは釋尊に最後の供養を捧げた有名な篤信家であるから、こゝに良入翁が文殊院に對して如何なる關係にあつたか々暗示されてゐるわけである。ところで、この文には又その次に「誠ニ子子孫孫迄

繁昌ハ先祖之御影也。イヨイヨナサケ彌情ノ田地ニ慈悲ノ種ヲマキ給タマハハ毎年可實乘シとも述べてゐるが、これも亦注目すべきことで、この筆者は、住友家の繁榮の根源は、少くも精神的方面に於ては、祖先の慈悲にある、と解したやうである。

文殊院は平素その教旨より慈悲を強く説き、遺誡にも之を懇ろに諭したのであつたが、春貞尼に與へたものゝ末尾には、重ねて特に次のやうに述べてある。

今(今)生(生)はゆめまほろしなれは、常住(しやうじゆ)のおもひをなさず、よのいとなみにましわり(交)
 たまふうちにも、じひ(慈悲)のころをさきとして、ほとけ(佛)の御事を心にかけてたまふへし。
 これこそなかさよまて(智)のちゑふくとくの人たるへし。(福 徳)

彼此相對照する時、こゝにもまた文殊院の精神の後に傳へられたさまが窺はれるやうである。

文殊院の處世訓としては、從來比較的よく知られてゐるものに、旨意書と言はれる勘十郎宛の晩年の書狀がある。それは商賣上の心得を説いたもので、先づ冒頭には

不及言候へ共萬事情ニ可被入候

とあつて、何事も粗略にせず心をこめて丁寧慎重であるべきことを説き、次いで具體的な事柄につき、次のやうな五ヶ條の訓誡が記してある。

一何ニ而もつね(常)のそう(相)ばより(安)やすき物

持來候共根本をし(知)らぬものニ候ハ、少も

かい(買)申間敷候左様之物ハ盜物と可心得候

一何たるもの(者)にも一(夜)のや(宿)とも(貸)かし

申まし又あ(編)み(笠)かさ(頭)にてもあつか(頭)るましく候

一人のくちあ(口)い(合)せらるましく候

一かけあ(掛)き(商)ないせらるましく候

一人何やうの事申候共氣(短)ミ(言)しかく(葉)ことは

あらく申ましく候何様重而具ニ可申候

右の第一條は浮利に趨ることを戒めたものであるが、根本を究めるといふ慎重さは、冒頭の訓誠のあらはれであり、しかもそれが「盜物」に關聯してゐる點に、おのづから三社託宣の正直清淨を旨とすべきころのこめられてゐることも認められる。

ところが、次の第二條以下の三ヶ條は、卒然としてこれを見ると、或はその堅實さよりも、寧ろそれを過ぎて固陋に墮すとも感じられ、特に第二條などに至つては、文殊院が日頃強調した慈

悲の精神と矛盾せぬかと、疑惑をも懐き兼ねない。しかしこれは紛雜な當時の世態についての充分な考慮に缺けてゐるからである。當時は諸家の浪人或は無頼の徒、ひそかに徒黨を結んで天下に横行し、その相連絡するところ意想外の廣範圍に及んで、治安を亂すこと多かつたのと、他方にはまた根強い天主教に對する禁壓のため、當局はその取締りに苛烈な連坐刑を以て臨み、罪なくして極刑に處せられるものが珍らしくなかつた。そこで世人はすべて掛り合を極度に警戒すべき現實の必要に強く迫られてゐたのであつて、この事情がわかると、右の三ヶ條が何の不審もなく自然のこととして理解されることになる。この訓誡は實にこのやうな時代背景を考慮しつゝ讀むべきもので、これは一つには不安な世態を長く經驗して世情に通じてゐた文殊院の老婆心のあるはれとも解される。そしてこの點は前の第一條についても亦同様なことが言へるわけである。

さて、最後の人と爭ふことを戒めた一條は、甚だ味ふべき言葉であるが、これはまた同じく晩年門徒の深津七兵衛に與へた書狀にも、同一趣旨の訓誡があり、それには「佛法世法について心得事、物事あらそう事なかれと云」と題して、次の歌が見えてゐる。

世は廣し時に依てや替らん

我しるはかりあると思ふな

従つて、この歌によつて、その深い思想的根柢がよく知られるのである。

そしてこのやうな精神もまた永く後代へ傳へられた。文殊院の歸寂より約九十年を経た元文五年七月附の泉屋長崎店掟書の次の諸條は、この間の消息を極めてよく示してゐる。

一唐物者不及申、其外何によらず、自分商賣堅ク致間敷候。勿論下直成ものたりとも

疑敷物一切調申間敷候。此趣召使之者共迄も常々急度申渡可置事。

一大阪より申下し候調物、何ニ而も買先を聞合念入、紛敷もの相調申間敷候。古來よ

り之家法にて候得者、大切之事ニ候間、兼而其心得可有之事。

一諸方勤先ニ而縱令如何様之難題申掛候者有之候共、口論喧嘩致間敷候。尤附合等丁

寧ニ可致事。

右の條文中、安いものでも疑はしいものは一切買ふなとか、何にても買先を聞合せ念を入れ紛らはしいものは買ふなと言ひ、或は、如何なる難題を言ひかけられても、口論喧嘩をしてはならぬ、と戒めてゐるのは、前の文殊院の訓誡がそのまゝこゝに生きてゐるのであつて、しかも文中「古來より之家法にて候得者大切之事ニ候」と明記してゐるところに千鈞の重みがある。

又之より先、寶永四年別子銅山の支配方及び惣手代中へ下した覺書に、次の一條がある。

下財(夫鑛)を痛候様之仕方致間敷候。只正直之道理要用ニ候。下財最負を以仕役甲乙

有間敷候。此段ハ辰年(元祿十三)平七支配相改候節申付候得共、猶又此度申下し候。

是れ亦既述の精神のあらはれとして、併せ見るべきものであらう。

しかも之より遙かに降つて明治の新時代に入り、その十五年新たに家法を定めた際、第一款家憲の第三條には次のやうに規定された。

我營業ハ確實ヲ旨トシ、時勢ノ變遷理財ノ得失ヲ計リテ之ヲ興廢シ、苟クモ

浮利ニ趨リ輕進ス可ラザル事。

これが古來の家法の精神をそのまま繼承したものであることは、あらためて言ふまでもない。そして其後の度々の家法の改正に於ても、この條文のみは變らないばかりか、更に劈頭に掲げて一層重んぜられ、その精神はますます強調されて來たのである。

文殊院の徳芳の遙かに遠く後代に流れ及んでゐるさまは實にかくも著しく、それだけに住友にとつて如何に大きな存在であるかゞ偲ばれる。

蘇我壽濟翁小傳

銅鉛と吹分る図

合銅と爐の中へ吹銚汁を吹きこむ
程より鉄の

道具を用ひ

操るは銅ハ上の方より下り銅と汁と
ありて下り出つ此銅をまじり銅といふ

鉛を出銅といふ

かゝるといふ銅

よ含めし銀と鉛

匂引出づ是をまじり吹

といふ異國より傳へる

吹分るは

南蛮吹といふ

と



蘇我壽濟翁小傳 目次

一	生	立	一
二	南蠻	吹	二
三	繁	榮	六
四	舖	號	八
五	終	焉	三
六	功	績	二四

一 生 立

蘇我壽濟翁は通稱を理右衛門と言ひ、我が國南蠻吹(南蠻 絞リ)の鼻祖で、又住友家の業祖と目すべき人である。今より凡そ百五十年前、享和年間(西曆一八〇二年頃)に作製された「鼓銅圖録」には翁を住友壽濟と記してゐるが、これは翁が後の住友家の業祖であるばかりでなく、血統的にも祖先に當り、又住友・蘇我の兩家がもと一家であつたといふ古傳があつたことなどから來たものであらう。

翁は元龜三年(西曆一五七二年)河内の五條今の大阪府中河内郡枚岡の附近で生れたらしい。父は蘇我平兵衛で、才兵衛といふ兄があり、後に弟妹一人づゝが出來た。ところが、この蘇我家といふのは河内の土着でなく、元來は和泉の出身で、もと山本氏を稱してゐたやうである。天正の初め織田信長が今の大阪城の地にあつた石山本願寺を攻め、攝津河内の一帯が騷擾した時、未だ幼なかつた翁は暫く亂を泉州大島に避けたと傳へられるが、これも或はその出身地に關係があつたのかも知れない。しかしその泉州の山本氏と住友氏とが果してどういふ關係になるのか、兩家がもと一家であつたといふ詳しい内容はよくわからない。一説に蘇我平兵衛は入江氏を稱したと

も言はれるから、或は住友家の祖入江土佐守信定から出たとでも言ふのであらうか。

蘇我家の家業については、後世寛政末年の住友家の由緒書には、天正元年より銅商を始めたやうにも記してあるが、何等確證がないから、簡單には信じられない。ともあれ、翁はかなり早くから、恐らく大阪あたりで銅吹と銅細工の業を修めたらしい。

かくて幾年かの修業の功を積んだ後、十九歳で獨立開業を志し、京都へ上つて、寺町通り五條(今の松原)下ル西側に吹屋即ち製錬所を設け、銅吹並に銅細工を業とすることになつた。それは天正十八年(西曆一五九〇年)のことと思はれる。後世の住友の一般的家傳ではこの開業の年を天正十九年としてゐるが、これは年次の推算を誤つたものゝやうである。それにしても、ともかく若冠十九歳で異郷に出て獨立開業したといふのであるから、今日のやうな晩熟時代から見ると、まことに隔世の感を禁じ得ない。

二 南 蠻 吹

翁の開業當時はなほ銅の産出が少くて、銅細工を主としたといふことであるから、格別取り立てゝ言ふほどのこともなかつたらしい。しかしその穎敏巧思と一般的銅産額の増加などから、業

勢は次第に盛大に赴いたと考へてもよいであらう。ところが、そのうち翁は新たに銀銅吹分の新技術を習得し、こゝに著しい家運の隆昌を齎らすことゝなつた。

一體粗銅の中には多少とも金銀を含んでゐるものであるが、我が國では從來之を抽出する方法を知らなかつたから、そのまゝ國外に輸出して、徒らに外人の利得たらしめてゐた。このことは中國の明朝末期の「天工開物」といふ技術書にも明らかに見えてゐる。この中國の方法が翁の習得した方法と全く同じであつたかどうかは明確でないが、恐らく慶長の頃であつたらう、翁は外人から銅中の銀を抽出する技術を教はつた。それが世に南蠻吹或は南蠻絞りと稱されてゐるもので、本邦鑛工業史上實に劃期的な事實である。

さて、その技術の要領は、先づ銀を含んだ粗銅を熔解し、これに鉛を加へて銅と鉛との合金を作る。銀はほとんど鉛の中に收集される。次にこの合金を熱して鉛の熔融點攝氏三二五度以上に達せしめ、これを壓すると、銅の熔融點は一〇八四度で更に高いから、銅はそのまま残り、鉛は熔解して銀を伴うて流れ出る。この作業を「しぼる」と言ひ、一般には「絞」の字を用ひるのに對し、住友家に限つて特に「鍍」の字を用ひたが、これは共に借字で、「鍍」は銀銅吹分の極意が爰にあるとの意を寓したものとされてゐる。兎も角、かうして得た鉛と銀との合金は、更に之

を熔解して兩者を分離し、こゝに銀を得るのである。

これは要するに、鉛の熔融し易い特性を巧に利用したものであるが、この南蠻吹の傳習については一つの異説がある。それは翁より既に七八十年或は百年も前、筑前博多の神屋壽貞によつて中國から傳へられたとするもので、大正十一年西尾銚次郎氏によつて唱へられ、爾來鑛工業學界では最早それが定説となつてゐるかのやうにも見受けられる。かくて別子開坑二百五十年史話も半ばこれに従ひ、爲に住友自ら業祖壽濟翁の完全な南蠻吹初傳者としての名譽を辭讓するかのやうな觀を呈してゐるのである。しかしこの新説は、まことに眞摯な研究とは言ひながら、惜しむらくは、局部的觀察によつて基礎資料たる博多の地誌「石城志」の一文を誤解したもので、又別に種々の反證もある上に、壽濟翁の方には新たにこれを支持する資料も見出されるから、到底成立するものではない。壽貞が傳へたといふのは銀鑛製鍊法で、南蠻吹には及んでゐなかつた。

従つて南蠻吹の初傳者はやはり壽濟翁といふことになるが、それでは翁は果してどのやうにしてこれを傳習したらうか。これについて「鼓銅圖錄」には、天正十九年泉州の堺で白水といふ蠻賈から傳習し、鋪號を泉屋といふのもこの白水の二字を合せたのであると言つて居り、これが後世南蠻吹を説く場合の典據をなしてゐる。しかしこの天正十九年といふ年は、別に確證があるわ

けでもなく、翁が天正十九年に開業したといふ古傳から、その開業を新技術の習得に基くものと速断してのことであるらしく、實際は更に後の慶長の頃であつたらうと考へられる。それにまた本書の筆者は、この新技術の習得を至極簡單なこととして、傳習後直ちに開業したと解してゐるかのやうでもあるが、事實はそのやうに簡單なことではなく、寧ろ蠻賈即ち南蠻商人からは、何等かの機會に唯その新技術の暗示を與へられたに過ぎず、實際の施術は、その暗示に基いて種々工夫を重ね、作業場で實驗を繰返して後、漸くにして望ましい成果を得るに至つたといふのが恐らく真相であらう。住友の一家傳にこれを翁自身の考案とし、白水傳授説を却つて一説としてゐるものゝあるのも、この翁の苦心を重視したところより來たものと思はれる。

又白水といふ人物については、明治以後その南蠻人といふことから進んで、原語をハクスレー或はハックスレーと臆測し、遂には Huxley の綴りまで充當した學者もあるが、實は別に早く明人とする家説、或は白水の傳授を一説として掲げるに過ぎない家説もあり、しかもこの白水といふ名は、翁の時から二百年も後の記録に初めて見えるもので、それ以前には見當らないといふ有様であるから、果してどこまで確實性あるものか疑はれる。既に一部の學者も、住友の舗號泉屋に關する白水合字説は話が面白過ぎるとし、反對にこれは泉といふ文字から生れた説話であらう

と疑うてゐるのである。況や又鋪號の成立については、これと全然異なつた傳承があり、しかもそれは遙かに古い記録に見えてゐる。かくては自然白水といふ人物の實在性は、甚だ影薄いものとならざるを得ないわけで、單に南蠻人より傳習したといふことに止める他はないであらう。

更に傳習地についても、泉州の堺は如何にもありさうな、それだけに有力な説のやうにも見受けられるが、同じ頃の家傳で、泉州などには全然觸れず、寧ろ北九州地方でのことと解されるやうな記述をしてゐるものもあるから、これもなほ遽かには決定が憚られる。

このやうなわけで、從來一般に壽濟翁の南蠻吹傳習に關する根本資料のやうに取扱はれてゐた「鼓銅圖錄」の所説は、仔細に検討して見ると、結局翁が南蠻人から新らしい技術を傳へたといふことの外は、天正十九年といふ時期も、白水といふ名前も、堺といふ場所も、實は必ずしも確たる根據あるものでもないといふ淋しいことになる。しかしながら、「鼓銅圖錄」から一應解放されたといふことは、考へやうでは、それだけ眞實に近づいたことにもなるであらう。

三 繁 榮

ともあれ、翁は邦人が未だ知らなかつた新らしい特技を習得した結果、自然巨利を博するやう

になり、これによつてその家業はいよいよ盛大に赴いた。かうなると、その新技術の重寶有益な
のを見て、銅吹の同業者達が競うて傳授を望むやうになつたのは自然である。ところが翁にして
見れば、何分苦心習得の特技のことゝて、さう容易には應じられなかつたらう。しかし翁は何時
迄も秘し續けたのではなく、やがて自らの手で大阪の吹屋業者に傳授したのである。それにつき
傳授を受けた業者達は翁に證文を納めたといふことで、その證文は、其後元祿年間異國銅貿易に
關し紛議を生じた際、參考資料として長崎へ送られ、他の品物と間違つて失はれたため、今日そ
の内容を見ることは出来ないが、それが翁を徳として厚恩を謝し、妄りに他に傳へぬことを誓つ
たものであつたらうことは、他の事例から想像される。それだけに銅吹業者達が翁を推重したこ
とは言ふまでもなく、翁の銅業界での地位が大いに高まることゝなつたのである。

翁の事蹟としては、後世はたゞ南蠻吹のことだけが重視されて、他のことは殆ど顧みられな
かつた観がある。しかし實際はなほ色々考へて見なければならぬ。

先づ銅山經營などがそれで、泉屋の元祿六年の備中吉岡銅山の稼行繼續願書に、既に數代に互
り幕領藩領數箇所の銅山を稼行して來た旨を述べてゐる上に、翁の玄孫入江育齋の墓碑銘や「鼓
銅圖録」には、直接翁について銅山經營のことを述べてゐるから、翁が既にこれを行つてゐたこ

とが認められる。

翁は又早くから銅貿易にも關係してゐたらしい。それは翁が歿した翌年の寛永十四年に銅貿易が禁止された時、その解禁運動の中心となつた者が翁の三子と弟及び妹婿であつたことや、或は元祿五年の大阪在住銅貿易株仲間の訴狀に、「私共百年餘り仕なれ申す家業」と言つてゐて、これらの銅貿易商の中で最も古い泉屋が、元祿以前百年も前からこの業に従事してゐたといふことなどから、自然に考へられる。唯銅山經營の場合と同じく、其の間の詳しいことが分らないのは遺憾である。

しかも翁の事蹟として尙一つ注目すべきことは、豊臣秀吉が創建しその子秀頼が再興した京都東山の方廣寺の大佛と、かの大坂役の原因となつた「國家安康」の銘文ある梵鐘の銅とは、翁が命を受けて餘程の量を納入したといふ傳のあることである。これは未だ確實な傍證を見出さないが、當時の京都銅業界に於ける翁の地位を見る上に見逃せない資料であらう。

四 舖 號

ところで、營業に關聯してこゝに一筆觸れて置くべきものに、店舖の稱號と標章とがある。こ

れらは必ずしも開業當初からあるものとは限らず、相當年數を経て家運が盛んになつてからの場合もあるわけであるが、翁も何時の頃からか舗號を泉屋と稱し、その標章として菱井桁印[❖]を用ひるやうになつた。

舗號泉屋の由來については、從來普通には翁に南蠻吹を傳授した外人の名を白水と言つたところから、この二字を合せ泉を以て舗號としたとされてゐるが、白水なる人物の實在性が怪しいとなると、簡單にはこの説に従へない。ところが、これとは別に「文殊院嘉休公由來書」といふ古記には、翁が京都の五條天神に祈願し、その靈夢によつて得たといふことが見えてゐる。

この五條天神といふのは、今西洞院通り松原に在り、従つて翁の開業地寺町通り松原の正しく西方十餘町に當つてゐるが、それが松原通りに在りながら五條天神と言はれるのは、松原通りは昔の五條通りだからで、療病温泉の神として知られる少彦名命を祭神とし、早くから著名な神社である。そして翁は、商人となつてもその身が息災でなくては立身覺束ないとて、この神を信仰し、或日舗號を祈つたところ、天神の靈夢に「子孫繁昌を願ふならばセンの字を附けよ」との示現があつたから、泉屋と稱することになつたといふ。

さうすると、神告には初めから泉屋とあつたのではなく、單に「セン」といふ音であつたのに

對し、翁が自分で「泉」の字を選び當てたのである。この場合どうして特に「泉」の字を選んだかといふ事情は説明されて居らず、從つて的確なことはわからないが、少彦名命を説明して、特に「日本ノ温泉ヲンセンヲ出シ賜フ御神」と説明してゐるところからすると、或はその「泉」に關係あるやうにも思はれぬでもない。「泉」は即ち清冽な水が晝夜を分たず滾々と湧き出るものをあらはずと共に、又貨幣の意があり、甚だ縁起のよい文字と言へる。しかし蘇我家の出身地が和泉であつたらしく、しかも翁の長男で後に住友家の養子となり翁の舖號をそのまま繼承してゐた理兵衛良入翁が、自ら書寫した法華經の奥書に和泉屋と署名したものであることなどからすると、やはり出身地の和泉の「泉」に關聯さしたとする方が寧ろ自然であり、少くもこの點を無視することは出来ないであらう。古來舖號の出身地に因むこと最も多いのは、世間周知の事實である。

いづれにしても、この夢告の内容が、神自ら勿體つけて初めから直ちに「泉屋」といふ舖號を示した、といふやうなものではなく、單に「セン」といふ音を示したに過ぎないのに、翁がこれに對し自分で「泉」の字を採擇して、こゝに始めて泉屋といふ舖號が成立したといふ話は、そこに却つて後からの作爲でない素朴な匂ひが多分に感じられる。神告靈夢などと言ふと、所謂科學的なることを自負する近代人は、兎角これを輕視し勝ちであるが、かういふ心靈現象の解釋如何

は姑く措き、古人は事實さうしたものに強く支配されてゐたのであるから、古人を測るには矢張り古人の心を以てしなればならない。

一方白水合字説は、既に一部の學者も指摘してゐるやうに、それが一見合理的で通俗性ある興味深い説話であるだけに、それだけ作爲的臭味を帯びてゐるとも言へる。そして普通の常識としては、素朴な説話の後に合理的な説話の生ずることは考へ得られても、その反對は困難なやうである。すると何人にも一見合理的に感じられる通俗的な白水合字傳承が、若し果して早くから確然と存在してゐたのであれば、そこへ後から右のやうな素朴な五條天神夢告説などが生じ得る餘地はないやうに思はれる。況や天神夢告説は白水合字説よりも遙かに早い記録に見えてゐるとすれば、かたがた鋪號泉屋の由來としては、從來の通説よりも寧ろこの方が事實に近いと考へられることにもなるであらう。

次に店舗の標章は菱形の井桁印を用いたのであるが、これには敢て特別な理由を求めらるまでもなく、既に泉屋といふ鋪號が決定したからには、「泉」の象徴として極めて自然な着想であつたと簡單に考へてよいであらう。店舗の標章は既に中世から見られ、今日残つてゐる室町時代以後

の種々の風俗畫にも、店の暖簾にこの菱形の井桁印が數多く描かれてゐて、早くから極めてありふれたものであつたから、翁が泉屋の舖號によりこの標章を採用するに至つたことには何の不思議もない。

爾來この標章は泉屋を稱した蘇我・住友兩家に通じて用ひられ、外國輸出向の棹銅の箱などにも早くから描かれたが、明治元年二月以來は小判形の豎長橢圓形の中にこの菱井桁と住友の二字を入れた(佳友)を以て商標とし、後商標條令の布告により、明治十八年二月正式にその登録を願ひ出て、六月認可を得た。かくて引續きこれを使用すると共に、其後この菱井桁は更に各種住友製品の商標に用ひられることゝなつたのである。しかし井桁の形態各部の寸法が區々であつたから、大正二年四月に至り、一定の寸法の割合を定めてこれを統一した。

五 終 焉

翁は寛永十三年(西曆一六三六年)六月二十九日六十五歳を以て歿し、程近い高倉通り五條下ル淨運院に葬られた。法號を圓月壽濟信士と言ひ、その墓は特設の壇上に六尺有餘の巨大な五輪塔を築いたもので、大事業家であつた翁の面目をよく表はしてゐる。

この翁の墓塔に隣つて、同型同大の妻住友氏の墓塔があり、兩者の間には嗣子忠兵衛の稍々小さい同型の墓塔もある。そしてこれら三基の五輪塔の各部には、前面に一字づゝ釋迦牟尼佛と刻してあるが、これはこの一群の北側にある翁の兄才兵衛夫妻の墓石の表に、篆字で般涅般木(圓寂の意)と刻してあるのと同じく、此等の人々が空源及意上人の開立した涅槃宗を奉じ、住友家の祖文殊院の化導をうけたことを示すものである。

しかも、この涅槃宗を奉じた翁の墓が、後に天台宗に従屬してその一派となつた舊涅槃宗、即ち天台宗三明院門流の寺院になく、淨土宗鎮西派の淨運院にあるのは、この三明院門流から離脱して超宗派の立場を持してゐた文殊院の墓塔が、近くと同宗同派の永養寺にあるのと同じ關係を表はすものとして、興味あることである。

翁の妻は文殊院の姉で、二人の間には四男二女があつたらしい。兄弟は各々父の業を承けて銅業家となつたが、その内長男理兵衛は叔父文殊院の婿養子となつて、その一女に配し、銅業家としての住友の祖となり、友以と稱した。そこで蘇我の宗家は次男の忠兵衛がこれを繼ぎ、後吹屋を寺町松原の南から二條高倉の西へ移し、故あつて姓を淺井と改めたが、その子忠右衛門に至つて業を廢し、その事業は擧げて住友家に吸収されることゝなつた。この點忠兵衛の弟達も同様で

あつたらしく、かうした關係より、翁は實に住友家の業祖と目されるのである。

六 功 績

翁は實に我が國に於ける南蠻吹の鼻祖である。然るに神屋壽貞を鼻祖とする新説が現はれて廣く認められたため、折角の功績も空しく没せられたかに見えたが、新説は明らかに誤つたものであるから、翁の功績はあらためて大きく見直されなければならない。しかし翁の南蠻吹に關する功績は、唯鼻祖といふ一點のみから觀たのでは充分でない。その南蠻吹は後世にどのやうに傳はつて社會國家に貢獻したか、これが今一つの重要な觀點である。

ところが、この觀點に立つて見ると、從來一般に大きな誤解のあつたことが氣附かれる。それは、翁が習得した南蠻吹の新技術は、秘傳としてその子孫のみに傳へられ、一般には公開されなかつた、とするもので、明治以來多くの學者によつて説かれて居り、早くは横井時冬博士の日本商業史より、近くは鑛山懇話會の日本鑛業發達史に至るまで、比々皆然らざるはなく、かくて別子開坑二百五十年史話なども、これに同調するやうな記述をしてゐるのである。

若し果してこれが事實ならば、折角のこの貴重有益な新技術も、單に翁の子孫たる住友一箇を

利するに止まつて、社會國家には多く益するところがなかつたこととなり、自然その意義、従つてまた翁の功績はそれだけ小さいものとなる他はない。しかしこれは非常な誤解で、これでは近世の銅鑛業・銅精錬將又銅貿易の真相は殆ど理解されてゐないのである。そこでこのやうな誤解を一掃し、蔽はれた翁の功績を顯彰しなければならぬ。

翁は初めこの新技術を秘法として、妄りに他へ傳へることはなかつた。これは苦心習得の特技のこととして、寧ろ自然なことと言へるであらう。しかし翁はこれを何時までも秘し續けたのではなく、大阪の銅吹業者の懇望により、後には特定の者を限つて自ら傳授したのであつた。このことは曾孫住友友房の「先祖聞傳書」に、翁について「南蠻吹を御傳授なされ、和朝にての吹方の元祖なり。年をへて大阪吹屋中へ御相傳なされ候。其節證文等御取置なされ候由。」と見えてゐることによつて知られるのである。かくて其後この新技術は大阪の地に榮えることとなつたが、それが當時幕府の腐心してゐた金銀の海外流出防止に貢獻するものであつたため、間もなく輸出銅はこの南蠻吹によつて處理した拔銀銅に限られ、又その輸出向棹銅の製作地も大阪に限られるやうになつた。この間の消息は元祿の銅貿易株仲間間の訴狀や、寶曆の銅吹屋仲間由緒書などに詳しく見えてゐる。

寛永十五年寅年御評定所に於て阿部豊後守様松平伊豆守様色々御詮議遊ばされ、數人御停止に仰せ付けられ、相残る私共へは、古來より仰せ付けられ候通り、銅の内より白銀をしぼり取り、跡を棹銅に仕り、賣渡し申す様にと、永々御赦免成し下され、有難く家業相續仕り候。然れば其の節より銅屋名代極まり申し候。

中 略

異國向銅諸國に於て吹き拵へ申す時は、猥りがましき儀或は代物替などに仕る可き様に思召し上げられ候哉、寛永十五年寅年阿部豊後守様松平伊豆守様御意成され候は、向後大阪に於て異國向銅吹立て申す様に急度仰せ渡され候に付、御定目の通り相守り申し候。それ故薩摩・日向・長門・豊後・豊前其外長崎近き山々諸國共に銅残らず大阪へ積み登せ申し候。之に依つて私共十六人の内泉州・紀州・長崎・豊後に罷り在り候者共迄、皆大阪にて異國向銅吹き拵へ申し候。

これは元祿八年十一月の銅貿易株仲間十六人連名の訴狀の一節で、寛永十五年といふ年紀其他文字通りそのまゝには信じられないところもあるが、兎に角これによつて上記の事實がよくわかるわけである。

そしてこのやうに輸出向拔銀棹銅の調製が大阪に限られるやうになつたといふのは、元來それが大阪に榮えたものであつたからで、若し西尾氏の説のやうに、博多の神屋壽貞が始めて銀銅吹分の技術を傳習し、同地に於てその法が早くから盛大に實施されてゐたならば、この由緒深い事實を無視し、貿易地長崎に近い九州地方の産銅までも、悉く大阪まで逆送して拔銀銅に調製させる、といふやうな愚かしい措置がとられる筈がない。この點より見ても、南蠻吹が神屋壽貞に係なく、壽濟翁に始まることが明らかに知られよう。

これは銅吹屋仲間と之と不可分の關係にあつた銅貿易株仲間とが取扱つた輸出向棹銅を中心として、南蠻吹流傳の狀況を述べたのであるが、この銅吹屋仲間について今一つ注目すべきことは、正徳享保の貨幣改鑄に際し、彼等が銀銅吹分けの南蠻吹の特技に熟練してゐるといふ理由により、仲間全體として舊銀貨の吹分を擔當させられたことである。この二つの事實を見たゞけでも、南蠻吹が既に早く泉屋の秘法ではなくなり、大阪の吹屋仲間に残るところなく傳習され、社會國家に大きな貢獻をなしてゐたことがわかるわけで、若しそれが長く秘法として翁の子孫にのみ傳へられたものであるならば、近世我が國から輸出された莫大な棹銅は、悉く泉屋一家の調製したものでなければならず、又舊銀貨の吹分も泉屋以外には出來なかつたことになる筈で、かく

ては上記の諸事實と全く相反することになる。

このやうに詮じ詰めて見ると、南蠻吹が近代に至るまでも永く秘法とされてゐたなど、いふことが、如何に實際とかけはなれた甚だしい誤解であるかよくわかると思ふ。尤もこのやうに言つても、壽濟翁から傳授を受けた大阪の吹屋達が翁に證文を納めたといふことから、この南蠻吹は大阪の銅吹屋仲間の中にのみ秘傳的に傳へられ、他には及ばなかつたのではないか、と疑ふ人があるかも知れない。しかしさうではない。翁が始めて大阪の銅吹屋達に傳授した當時は、なほ多少の秘傳性を帯びてゐたとしても、其後何時の程にかそれは廣く一般に傳はつて、早く秘傳性を喪失した。かくて後には古來の銅吹屋仲間の一族又は使用人以外からも、新たに仲間に加ふる者が少なからず現はれ、又仲間以外の者で別に江戸や大阪に於て輸已向棹銅の吹方を願ひ出る者があり、中には特に許されて南部銅の吹方を行つた者さへあつた。そして江戸の金座銀座でも何時の頃からかこの法を實施してゐたのである。

他方鑛山でも、幕府直轄の佐渡・足尾・生野・多田などでは、元祿以前かなり早くからこの法を實施してゐたやうであり、殊に元祿の初め秋田の黒澤浮木が著はした「至寶要録」に、先年大阪者が當地へ來た時、銀の絞り方を知つてゐるといふのでやらせて見た、と言つて、南蠻床の銀

の絞り方を説明してゐるなどは非常に面白い。その他別子・神岡・小坂・椿以下明治の末更には大正年間までもこの法を行つてゐた鑛山は、全國に亘つて相當に多かつた。

かくて本邦産銀高の約六割は實にこの南蠻吹によつたとも言はれるが、このことはこの法が如何に有益でその利用されることの如何に廣かつたかを最も雄辯に物語るものに他ならない。それなればこそ、早く正徳の「和漢三才圖會」や後の「鼓銅圖録」が、南蠻吹を説明しながら、秘傳などいふことには聊かも觸れるところがなく、それどころか、「鼓銅圖録」は作業並に所用器具の圖を掲げてこの方法を詳解したる後、「銀を取る法こゝに盡く」とまで特記し、そしてこの法が住友氏に始まることを世人が多く知らないと嘆いてゐる意味が、始めてよく了解されるのである。西尾氏は我が國南蠻吹の鼻祖を神屋壽貞とし、且つその習得の法が後世に流傳したと考へられた點に誤解があつたが、「鼓銅圖録」を特別詳細に研究されたゞげに、壽濟翁習得の技法については、「大阪の地に於て盛んに操業せしが爲廣く世に行はれ、産銀増加に多大なる貢獻をなしたり。」と言つて、さすがに秘傳の誤解に陥つては居られない。これは尤もなことである。

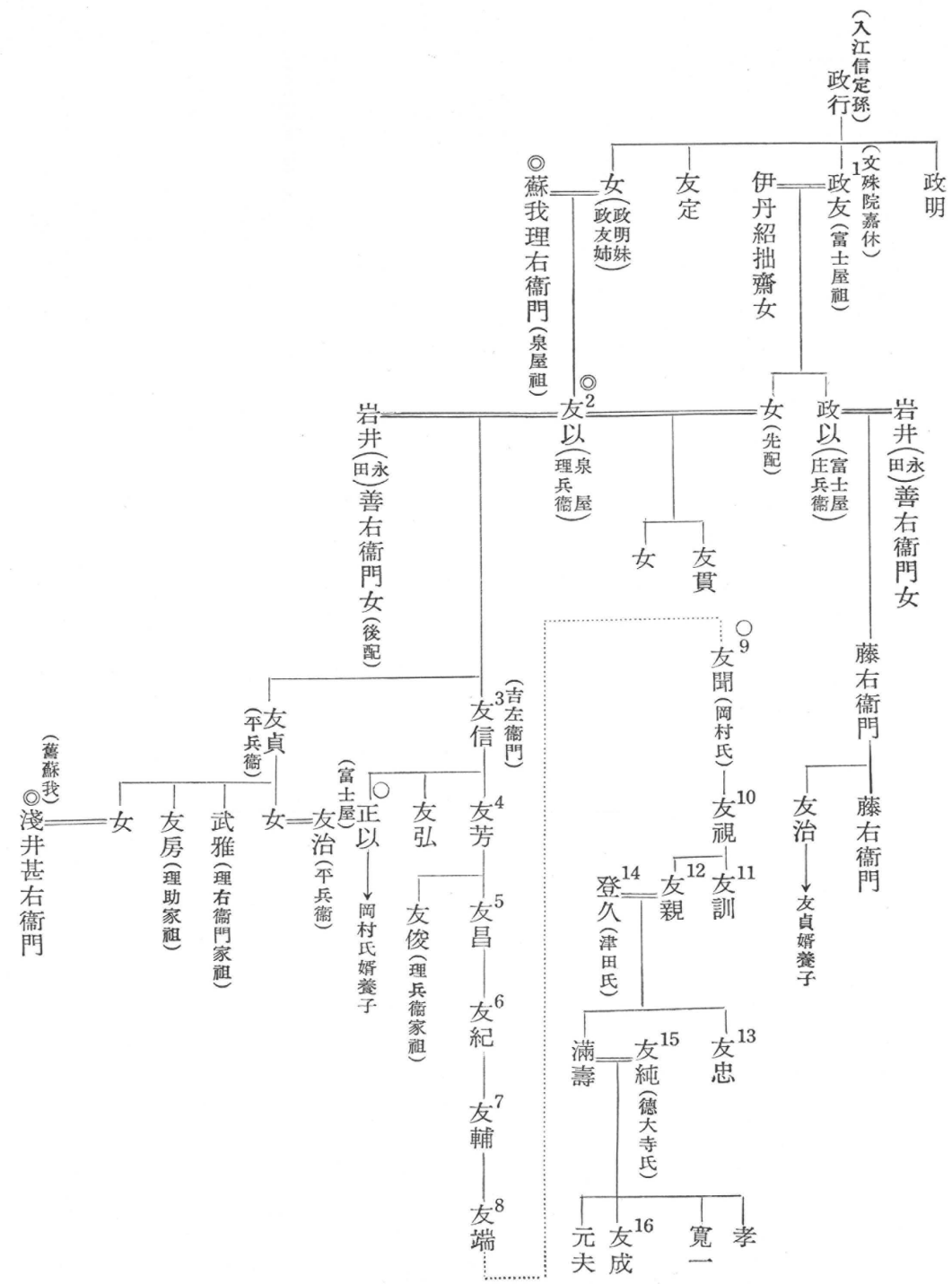
ともあれ、南蠻吹が後々までも泉屋の秘法として公開されなかつたといふのは、事實に即せぬ全くの空想より生じた誤解で、實際は壽濟翁自らの手によつて先づ大阪の吹屋中へ傳授され、こ

れより日本の輸出銅はすべて大阪に於てこの方法で處理した拔銀銅に限られて、金銀の無意味な海外流出を防止するに多大の貢獻をなすと共に、又早くより諸方の銀銅山にも廣く傳はり、彼此相俟つて、國內産銀の過半は實にこの方法によるといふ程の結果となつたものであつた。

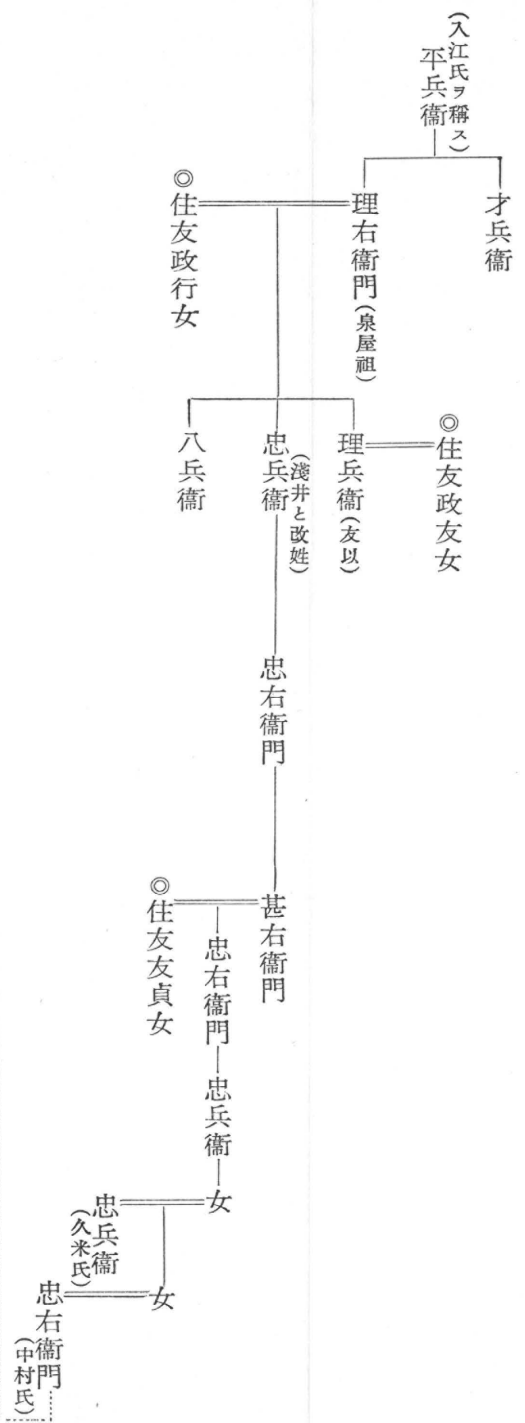
是に於て、壽濟翁の南蠻吹の習得が、長期に亙り如何に大きな國益を齎らし來つたか、あらためてその功績の偉大なのに驚かざるを得ないのであつて、それだけに、從來翁の功績が無意味に没却された状態にあつたことを、甚だ遺憾とせざるを得ない。

住友氏と蘇我氏

住友氏略系圖



蘇我(井)氏略系圖



○勘三郎(岡村氏) — 九兵衛 — 多計

備考
 ○印ハ實子ニハ養子ニハ婚姻關係ヲ示ス
 ○印ハ住友蘇我兩氏ノ婚姻關係ヲ示ス
 ○印ハ岡村氏トノ血縁關係ヲ示ス

住友氏と蘇我氏との關係に就いて先づ注目されるのは、この兩氏がもと其の祖を同じうしたと解される古傳のあることである。それは「文殊院嘉休公由來書」の傳へるところで、その中に文殊院の姉周榮尼(俗名不明)の結婚に就き

蘇我理右衛門元一家故、夫婦ニ妻合シ、銅商賣人ト成ル。

と記し、更にはこの理右衛門翁夫妻の子理兵衛・忠兵衛・了運(八兵衛カ)等の改姓に就いて

元和元年ニ大坂落城シ、家康將軍公ヨリ大坂御城代ニ曾我丹波頭御居ナサル。尤文字ハ
違ト雖唱チカフイヘトモトナヘナジ同事故、理右衛門子理兵衛先祖ノ住友氏ヲ名乗、弟忠兵衛了運ハ母先祖淺

井氏ヲ名乗ル

と説明してゐるのがそれである。この後の記述は、理兵衛即ち良入翁(友以)の改姓を曾我丹波守と同姓の關係に歸し、しかも寛永・萬治年間の大坂西町奉行を初代の大阪城代となし、或は母の先祖を淺井氏となすなどの點に、從ひ難いものがあるが、兎も角これによつて、蘇我氏の先祖を住友氏と考へてゐただけは知られる。一説に理右衛門翁の父平兵衛は入江氏を稱したとも言

はれるから、或は文殊院の曾祖父入江土佐守信定から出たといふのかも知れない。しかしこれだけではなほ遽に断定は憚られよう。

かくて、兩氏の關係が確實に知られるのは、周榮尼が蘇我理右衛門翁に嫁いだことで、これは右の所傳の外諸種の資料によつて明らかである。しかもこの兩氏の關係で最も重大なことは、實に理兵衛良入翁の住友家入籍に他ならない。良入翁は蘇我理右衛門翁夫妻の長男であるが、叔父文殊院の婿養子となつて從妹(生運妙意 俗名不明)に配し、別に住友の分家を興した。何故また長男が相續者ある他家に入つて一家を興したか、これはこの場合何人にも懐かれる疑問で、そこに前記の「文殊院由來書」のやうな便宜的改姓の説明も生じたわけであるが、この説明は蘇我家の相續者忠兵衛の改姓の理由を、單純にそのまゝ兄の方へも及ぼしたまでのもので、事實に合つてゐない。曾我丹波守が大阪西町奉行となつた寛永十一年は、既に忠兵衛が蘇我家を相續してから三年も経過して居り、良入翁はそれ以前に住友家の人となつてゐたからである。良入翁の住友家入籍は他の多くの資料が物語つて居り、それは從來の兩家の特殊な親縁關係や、涅槃宗の信仰を通じての蘇我家の文殊院に對する歸依關係などに因由したものであらう。

ともあれ、良入翁はこのやうにして住友家の人となり、新たに一家を興したが、其の家業は養

家の住友家のものではなく、實家の事業を舗號もろとも取入れた。従つてこの新らしい家は住友蘇我兩家の合體して成立したもので、表面的家系的には住友家の分家であり、内面的事業的には蘇我家の分家であるといふ特殊な姿である。然るにこの家が非常な繁榮をなした爲、後には住友と言ひ、泉屋と言ふも、専らこの家のことゝ解されるやうになつた。

このやうな事情が明らかになると、こゝにあらためて注意に上つて來るものに嵯峨の雙軒庵がある。雙軒庵は文殊院が晩年に隱棲した嵯峨の庵で、其後長く住友家に傳へられ、今も其の址が保存されてゐる。しかしこの雙軒庵といふ庵號は抑々如何なる意味を有つものであらうか。

これについては、文殊院が信奉した涅槃宗が釋迦如來を教主と仰いだことや、その庵が「三國傳來梅檀瑞像」の釋迦像を祀る清涼寺のほとりに營まれたことなどよりすると、釋尊に由縁深い娑羅雙樹或は雙林に因んだらうことが先づ考へられよう。それは例へば、この釋迦像が「生身の如來」とも渴仰されたものだけに、これを安置する清涼寺一山を雙林に見立て、その樹陰を軒とする意味でもあつたらうか。しかしこれで雙軒庵の説明がすべて盡くされたとするには尙物足らぬものが感じられる。單にそれだけのことならば、雙樹庵若しくは雙林庵でよく、その方がわかり易いとも言へるのである。然るにこれを探らず、特に雙軒庵としたのには、たゞそれだけの

ことではなく、又別の意味をも含めたものではないかと考へられる。何故なら、この庵は元來良入翁の建立か、或は少くもその出資によるものと推察されるが、その良入翁の家は、前記のやうに、住友蘇我の二軒が併合されて成立したもので、それは娑羅雙樹が二株づゝ並び立つと言はれるのに相似たものがあるからである。従つて、これは前の意味と共に、また娑羅雙樹になぞらへて、住友蘇我兩家合體成立の意味と兩家の現當二世祈願の意味とが寓せられてゐたものではないかとも推測されよう。

今清涼寺阿彌陀堂(棲霞寺)脇壇設置の住友家位牌壇には、もと雙軒庵安置の享保年間造立の大形寄位牌一基が置かれてゐるが、その法名列記の形式を見ると、中央上部に住友氏一家精靈と大書し、その左(向つて右)に文殊院夫妻、右に理右衛門翁夫妻の法名を配し、爾餘の法名は總てそれより下方に段を改めて列記されて居り、右に言ふところが恰もそのまま具象化されてゐるやうにも觀じられる。

二

このやうに、住友氏と蘇我氏とは血縁上・事業上將又信仰上極めて深い關係のあることが知ら

れるが、この關係は以上を以て終るのではなく、更に後代にも及んでゐる。

今先づ之を血縁上より觀ると、良入翁の末子平兵衛友貞の一女が二從兄たる蘇我即ち當時の淺井宗家の相續者甚右衛門に嫁して、更に重縁を結んだ。そして住友家は八代の當主早世して子なく、京都の禁裏末廣師岡村家より直伯が入つて家を嗣ぎ、友聞ともきこと稱したが、淺井家も亦理右衛門翁より八代目の忠右衛門に子なく、其の家一旦斷絶し、岡村家の勘三郎が家名を再興した。ところが、この岡村家といふのは、曾て良入翁の孫正以が婿養子となつた家であるから、こゝに住友淺井の兩家は岡村家を通じて同じ血を分つ家となるのである。

次に之を事業上より觀ると、これは特に注目すべきものがある。この間の消息を最も端的に示すものは、「年々諸用留」といふ舊記の享保六年正月の條に見える銅貿易商の由緒書で、それは元祿初期の泉屋について次のやうに記されてゐる。

唐阿蘭陀入船之時

先祖理兵衛名跡 泉屋吉左衛門

先祖忠兵衛名跡 同弟理左衛門

先祖八兵衛名跡 同從弟理右衛門

是ハ吉左衛門先祖ノ銅名代四ツ御座候所豊ツヘ中絶仕候付 同伯父平兵衛

其段御斷申上候所延寶六年於御公儀色々御吟味之上……

數代之銅商賣人ニ而候由御聞届被遊名代四ツ被仰付候

これに依ると、こゝに見える四代吉左衛門友芳の外、弟理右衛門友弘・従弟理右衛門武雅の銅貿易株も亦蘇我家の名跡を嗣いだものであることが知られる。忠兵衛は蘇我家の宗家を相續し、後淺井氏を稱したのであるが、其の家業は餘り振はなかつたらしく、忠兵衛の歿後三年、子忠右衛門は遂に吹屋を閉ぢ、後には全く商賣を廢するに至つた。かくてその吹屋株は從兄弟に當る住友家の平兵衛友貞が譲り受け、又銅貿易株は早く住友家の手代與九郎に預けられ、貞享二年七月友弘がこれを嗣いだのである。忠兵衛の弟八兵衛の家業のことは明らかでないが、恐らく同様な經過によつたものであらう。貞享四年理右衛門武雅がその名跡を嗣ぐことゝなつた。そして平兵衛友貞が古來住友所有の銅貿易株四株中の中絶株を復興したといふのは、果して何人のものかかわらないが、住友家はもと銅商を營まなかつたのであるから、是れ亦蘇我家の何人かのものとするべきで、恐らく理右衛門翁の弟金屋長右衛門か妹掣鋤屋與兵衛のものではないかと考へられる。これに關聯して尙も注目されるのは、その「平兵衛」といふ通稱である。こゝに見える平兵衛

即ち友貞と理右衛門即ち武雅とは父子の關係で、武雅は實に住友理右衛門家の祖であるが、その「理右衛門」の通稱は蘇我壽濟翁の通稱を承けたものであるから、その意味に於ては通稱上の再興である。然るにその壽濟翁の父の通稱が「平兵衛」であつたところよりすると、武雅の父友貞の通稱「平兵衛」も亦これを承けたものであることが自ら考へられる。そしてこの通稱が更にその養嗣子友治に繼承されたことより觀て、是れ亦通稱「平兵衛」の再興と解され、この「平兵衛」と「理右衛門」二代の通稱襲名の特殊な事實は、その間に蘇我家の銅貿易株相續の關係を想察すべきものがあるやうである。

一體蘇我家は本邦銅業史上甚だ注目すべき家で、理右衛門翁による南蠻吹の習得と其の流傳の意義はあらためて言はずもがな、更に貿易方面に於ても、古記には、寛永年間銅貿易が停止された際、その解禁歎願の爲銅商七人が江戸に詰め、長年運動の後漸く目的を達したことを記してゐるが、其の七人の顔觸は、理兵衛・忠兵衛・八兵衛の蘇我三兄弟と、叔父金屋長右衛門・叔母筆鋤屋與兵衛の外に他家二人といふ有様で、これによつて當時の銅貿易界に於ける蘇我家一族の活躍振りがよく窺はれるのである。そして住友家はこの蘇我家の銅貿易株を殆ど悉く繼承したのであるから、之を事業上より觀る時は、實に蘇我家の直系を以て目すべきことゝなる。前掲の由

緒書の外、正徳四年奉行所へ提出した泉屋の由緒書或は親類書に、理右衛門翁を以て元祖或は直系の曾祖父と記してあるのは、かうした關係より來たもので、其他享和年間住友家に於て作製した「鼓銅圖録」に、理右衛門翁を住友壽濟としてゐるのも、同様な立場によるものであらう。

更に之を信仰上より觀ると、蘇我家が涅槃宗を奉じ、文殊院の化導を得てゐたことは、別に述べた通りで、忠兵衛も兄と同様篤信家であつたが、その信仰は子忠右衛門にも繼承されたやうである。それは曾て文殊院と深い關係があつた播州網干の一舊家所藏の「歸命往生成就記」といふ涅槃宗關係の書に「文殊院ノ家一壽作」との奥書があり、忠右衛門が生前法號を一壽と言つてゐたこと、この「文殊院ノ家」とある點より觀て、この一壽は即ち忠右衛門其人のことと認められるからである。そして、住友家が營業の立場から蘇我理右衛門翁をその元祖或は先祖と標榜したのに對し、蘇我家が信仰の立場からかく文殊院を奉戴してゐるのは、その關係まことに興味深いものがある。

三

以上のやうにして、蘇我家即ち淺井家は住友家と極めて深い關係があつたから、住友家でも古

來淺井家を遇すること厚いものがあつた。例へば忠右衛門一壽廢業の後はその生活を補助し、又子息甚右衛門を世話して、後には平兵衛友貞の一女を之に配したし、別に忠右衛門の乳母壽慶尼の世話をもなした。然るに、淺井家は文政年間に斷絶し、岡村勘三郎が之を再興したが、これも實に住友家の斡旋によるものであつたといふ。思ふに、右に述べたやうな特別の關係から、その斷絶をなげき、住友家と血縁あり、延いて又淺井家とも血縁ある岡村家の人をして、代つて家名を繼がしめたものであらう。勘三郎は彩管を業とし、又粟田宮(後の久通宮家)に仕へる傍ら、住友家の家代を勤めたと言はれてゐる。

右の事實と共に、なほこゝに注目されるのは、住友家が古來蘇我家一族先亡者の菩提を鄭重に弔うて來たことである。蘇我家の菩提寺は京都市高倉通り五條下ル淨運院で、こゝには蘇我才兵衛及び理右衛門翁夫妻以下代々の墓塔がある。理右衛門翁夫妻は良入翁の實父母であるから、其の菩提を弔ふことの厚いのは言ふ迄もなく、同寺の古過去帳の裏書によると、慶安元年父の十三回忌に際し、弟忠兵衛・八兵衛と共に同寺本堂外陣の惣天井を寄進し、承應二年十八回忌には本堂の隔子及び戸を寄進してゐる。又萬治元年母の七回忌に際し、忠兵衛と共に觀音・勢至の二菩

薩像を造立寄進したが、これは今本尊の兩脇侍として安置されてゐるものと考へられる。かくて住友家と淨運院との關係が爾來長く繼續して來たことは、「年々諸用留」其他によつて明らかにされると共に、他方又住友家の古過去帳には才兵衛・理右衛門・忠兵衛・忠右衛門以下蘇我家乃至淺井家の人々の法名が記入され、鄭重に回向されてゐたことも知られるのである。

四

このやうに、住友蘇我兩氏の關係は極めて深厚で、不二一體といふべきものである。兩氏はも一つの家より分れた近い血統のやうであるが、その一方には宏學有徳の宗教家が現はれ、他方にはまた穎敏巧思の事業家が出た。そしてこの兩氏が再び一つに合はされ、内には篤い信仰を藏し、外には新らしい技術と優れた經營を持して、近世初頭の新時代の經濟界に繁榮の一路を開拓し、子孫相承けていよいよ大をなして行つたのである。

昭和二十六年四月
昭和五十六年八月二十日
初版發行
初版第二刷發行

658 神戸市東灘区住吉町反高林一八七六ノ一
編纂發行 住友修史室

601 京都市南区唐橋門脇町二八
印刷 河北印刷株式会社